

万一、事故にあわれたら

事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【インターネットでの事故のご連絡】

<http://www.sjnk.co.jp/covenanter/acontact/>



【事故サポートセンター】

【受付時間】24時間365日

0120-727-110

●おかけ間違いにご注意ください。

損保ジャパン日本興亜 火災事故 検索

商品に関するお問い合わせ

損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト「よくあるご質問」

お客さまよりいただいた「よくあるご質問」と
損保ジャパン日本興亜からの回答を、インターネットでご覧いただけます。

商品についてのお問い合わせは

下記カスタマーセンターにご連絡ください。

【カスタマーセンター】

【受付時間】平日：午前9時～午後8時
土・日・祝日：午前9時～午後5時(12月31日～1月3日は休業)

0120-222-882

●おかけ間違いにご注意ください。
※お問い合わせ内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へ
お取次ぎさせていただく場合がございます。

【パソコン・スマートフォンから】

<http://faq.sjnk.jp/>



●ご使用の端末や環境によっては
一部ご利用いただけない場合があります。

お客さま向けインターネットサービス

 **マイページ** <http://www.sjnk.co.jp/mypage/> 損保ジャパン日本興亜 **マイページ** 検索

こんな便利な機能が使えます。 ●契約内容・代理店の連絡先のご照会 ●住所・電話番号のご変更手続き ●お取引のある代理店への保険相談

※マイページは、個人のお客さま専用サービスです。また、マイページの各種機能は、ご契約の内容によっては対象外の場合もあります。
詳しくは損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイトをご覧ください。

Web約款 「約款」の送付を省略するペーパーレスの方式です。損保ジャパン日本興亜の公式ウェブサイトのトップページにある「Web約款」ボタンから約款をご覧いただけます。

※Web約款はご契約時の内容に基づいて表示されます。

※Web約款をご選択いただいた場合は、日本各地の希少生物種を救う環境保全活動に寄付を行うなど、自然環境保全や次世代教育などを通じた持続可能な社会の実現に向けた取組みを実施します。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

 **0570-022808** 通話料 有料 IP電話からは 03-4332-5241をご利用ください。
●おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

取扱代理店について 取扱代理店は、損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

個人情報の取扱いについて 損保ジャパン日本興亜は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供、等を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)につきましては、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(http://www.sjnk.co.jp/)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

- 「THE すまいの保険」は、「個人用火災総合保険」のペットネームです。
- このパンフレットは集団扱に関する特約(債務者集団扱)をセットした「個人用火災総合保険(新価・実損払)」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」をご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ご契約者(加入者)と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

 SOMPO ホールディングス
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

富山支店 法人支社
〒930-0029 富山県富山市本町3番21号
Tel: 076-444-5005
〈公式ウェブサイト〉<http://www.sjnk.co.jp/>

お問い合わせ先

株式会社北陸銀行

〒930-8637 富山市堤町通り1-2-26
電話 (076)423-7111
FAX (076)424-3542

THE  **すまいの保険**

個人用火災総合保険 融資住宅用火災保険



火災はもちろん 住まいを取りまく“火災以外の事故”も

THE すまいの保険 におまかせください!

火災保険の保険金支払実績を見てみると、平均支払額ランキングでは火災が第1位ですが、事故件数ランキングでは水災・風災・雪災などの自然災害や、水濡れなどの日常のアクシデントが火災よりもずっと上位に。住まいを守るためには、幅広い備えが大切です。

アクシデント



© JAPAN-DA

実際のデータで必要な備えを考えましょう!

〈平成27年度個人用火災総合保険 保険金支払実績〉より

事故件数ランキング

事故種別	順位
水災・風災・雪災など	第1位
不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)	第2位
漏水などによる水濡れ	第3位
建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など	第4位
落雷	第5位
盗難による盗取・損傷・汚損	第6位
火災	第7位

平均支払額ランキング

事故種別	順位
火災	第1位
水災・風災・雪災など	第2位
漏水などによる水濡れ	第3位
盗難による盗取・損傷・汚損	第4位
落雷	第5位
建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など	第6位
不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)	第7位

たとえば

火災による
全損時の建物
平均支払額
1,218万円



※ 平均支払額とは、平成27年度に個人用火災総合保険でお支払いした保険金の支払額の平均額です。
※ ランキングには地震保険の保険金支払実績(事故件数、平均支払額)は含まれません。

補償があつてよかった!

火災以外の事故のお支払保険金事例

事故件数 1位

水災・風災・雪災
など

事故事例

集中豪雨で自宅が
床上浸水した。

お支払保険金例 **152.7万円**

事故件数 3位

漏水など
による水濡れ

事故事例

天井裏の水道管が破損し
水濡れ損害が発生した。

お支払保険金例 **71.1万円**

事故件数 2位

不測かつ突発的な
事故(破損・汚損など)

事故事例

物を運んでいるときにバランスを崩し、
ドアに当たりドアが破損した。

お支払保険金例 **26.9万円**

事故件数 6位

盗難による盗取・
損傷・汚損

事故事例

泥棒が入って
窓ガラス、ドアが破損した。

お支払保険金例 **91.9万円**

※ これらは事例であり、実際の事故によってお支払保険金の額は異なります。

建物を 補償



家財も 補償



さらに

地震
保険で

地震にも 対応



建物と家財 建物のみ が選べます。

(P17) をご参照ください。

原則付帯されます。

もくじ

カンタン

大きな安心を
上手に備える **6** ステップ

ステップ 1

- THE すまいの保険 5つの特長を知る! (P3)
 1. 自然災害をはじめワイドな補償が頼もしい!
 2. いざというときの受取保険金が違う!
 3. 家財とのセットがお得!
ご契約方法に応じて保険料の割引が適用されます!
 4. 補償内容がひと目でわかる! 「保険のとりせつ」
 5. 充実のサービスをすべてのプランで無料付帯!
「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」

ステップ 2

- ピッタリプランを選ぶ! (P5)

フローチャートにそって進むと、ライフスタイルやお住まいの状況にあわせてピッタリな補償を選ぶことができます。ぜひ最適プラン探しにお役立てください。

ステップ 3

- プランを確認する! (P7)

補償内容と6つの契約プランを一覧で表示しています。

ステップ 4

- ひとまわり大きな安心をプラス! (P9)

THE すまいの保険にセットできる主な特約(オプション)を幅広くご用意しています。必要に応じてお選びください。

ステップ 5

- 地震保険は必要保険です! (P11)

災害後の暮らしを
しっかりサポート **地震保険(原則付帯)**
地震保険の補償内容や保険金のお支払いについて掲載しています。

ステップ 6

- 契約上重要となるご注意点
 - ⚠️ 保険金をお支払いできない主な場合 (P13)
ご契約前に必ずご確認ください。
 - THE すまいの保険のあらまし (P14)
補償内容やお支払いする保険金などの概要を一覧にしています。
 - ご契約時にご注意いただきたいこと (P17)
ご契約時にご注意いただきたいことを掲載しています。
 - ご契約後にご注意いただきたいこと (P19)
ご契約後にご注意いただきたいことを掲載しています。

- 水災が補償されない契約プランを
選択されるお客さまへ (P21)
特に戸建にお住まいのお客さまはご契約前に必ずご確認ください。

- すまいとくらしのアシスタントダイヤル (P22)
身近なトラブルに、安心のサービスを無料付帯しています。

- 用語の解説 (P23)
パンフレットで使われる用語について解説しています。

- よくあるご質問 (P24)



THE すまいの保険 5つの特長を知る!

損保ジャパン日本興亜のTHE すまいの保険は、お客さまの視点から火災保険の安心を見つめ直した、新しい火災保険です。お客さまの生活環境やライフスタイルにあわせて、幅広い補償からピッタリのプランを選択でき、受取保険金の算出方法やご契約手続き、保険証券の「わかりやすさ」もとことん追求しました。

特長1 自然災害をはじめ ワイドな補償が頼もしい!

THE すまいの保険では、火災をはじめとするさまざまな災害から日常生活の思いもよらないリスクまで、大切な建物・家財を幅広くお守りします。24時間万全の補償で安心をご提供します。

ひとまわり
大きな安心を
プラス!

セットできる
オプション(各種特約)は
p9をご参照ください。

火災	落雷	破裂・爆発
風災、雹災、雪災	水災	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など
漏水などによる水濡れ	騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	盗難による盗取・損傷・汚損
不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)	さらに補償を拡げるオプション(各種特約)	

特長2 いざというときの受取保険金が違う!

建物が古くなっても全額補償!

「評価済保険」の導入(建物のみ)

THE すまいの保険では、ご契約時に建物の新価の評価を適正に行ったうえで、その範囲内で保険金額を設定し、これを維持します。保険金お支払時には、保険金額を限度に実際の損害額を保険金としてお支払します。(全焼等により建物を復旧できない場合などを除いては、自己負担額が差し引かれます。)



全焼	保険金額を限度に全額補償!
半焼	保険金額を限度に損害額を補償!

ここが違う!

従来の火災保険^(注1)では、保険金お支払時に再度評価を行うため、物価の変動などにより、ご契約時の保険金額が全額補償されないことがありました。THE すまいの保険では、建物に「評価済保険」を導入することで、この問題を解決しました。

〈THE すまいの保険の場合〉

評価済

ご契約時の評価を維持します^(注2)。

〈従来の火災保険^(注1)の場合〉

罹災時再評価

保険金お支払時に再度評価します。

受取保険金の「期待額」と「実際の額」の違いを解消しました!

「自己負担額」が選択できます!

従来の火災保険^(注1)では、損害の程度によっては補償がされなかったり、受取保険金が少なくなったりすることがありました。THE すまいの保険では、保険金額を限度に損害額から自己負担額を差し引いた額^(注3)を全額お支払いすることで、こうしたわかりにくさを解消しました。

〈THE すまいの保険の場合〉



〈従来の火災保険^(注1)の場合〉

風災	◎損害額が20万円以上の場合 ◎損害額が20万円未満の場合 損害額の全額をお支払いします。 お支払いできません。
水災	損害の程度によって、お支払いできる損害額が3段階に分かれていました。(一部、実損払型の商品もあります。)

(注1) 従来の火災保険とは、住宅総合保険などをいいます。
(注2) 保険の対象が建物で保険期間が5年を超える契約の場合、保険金額調整等に関する追加特約が必ず適用されます。この特約に規定する物価変動率が0.80未満(20%を超える下落)となったときは、協定再調達価額または保険金額の調整につき、損保ジャパン日本興亜からお客さまにご連絡します。
(注3) 保険の対象が建物の場合、全焼等により建物を復旧できないときなどには自己負担額は差し引かれませんが、(注4)自己負担額の詳細につきましてはp9をご参照ください。
(注5) 水災支払方法縮小特約をセットされた場合は、水災の事故について、お支払いする損害保険金の算出方法が異なります。詳しくはp9をご参照ください。
(注6) 自己負担額0円を選択した場合でも不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)の自己負担額は1万円となります。

THE すまいの保険
上手に備える6ステップ

ステップ1
5つの特長を知る

ステップ2
ピッタリプランを選ぶ

ステップ3
プランの詳細を確認する

ステップ4
さらに安心をプラス

ステップ5
地震の損害に備える

ステップ6
契約上重要となる
ご注意点

特長3 家財とのセットがお得! ご契約方法に応じて保険料の割引が適用されます!

NEW

家財とセットでご契約いただく方へ

建物に家財をセットして保険期間10年でご契約いただくと、家財の保険料が割安になります!^{(注1)(注2)}



(注1) 地震保険は割引の対象外です。
(注2) 保険期間10年のご契約に安心更新サポート特約^(注3)(参照)をセットした場合に建物・家財セット割引が適用されます。

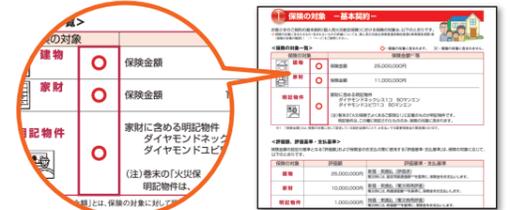
建物・家財セット割引の適用上の留意点はp17をご参照ください。

特長4 補償内容がひと目でわかる! 「保険のとりせつ」

〇×表示で補償内容がひと目でわかる 証券と約款^(注)を一体化した「とりせつ(取扱説明書)」をご用意しています!

- 証券、証券解説、約款^(注)を一冊のガイドブックとしてお届けします。
- お客さまのご契約内容が〇×表示でひと目で確認できます。
- 「約款が字が細かくて分量も多いため読む気がしない」という声にお応えするため、お客さまが加入した補償内容だけに絞って印刷した「オンデマンド約款^(注)」としました。

(注) Web約款(「約款」の送付を省略するペーパーレスの方式)をご選択いただいた場合は損保ジャパン日本興亜の公式ウェブサイト上でご確認いただけます。Web約款のご確認方法等につきましては、パンフレット裏面をご参照ください。



特長5 充実のサービスをすべてのプラン^(注1)で無料付帯! 「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」

THE すまいの保険にご加入いただくと無料で使えます!

日常生活やお住まいのトラブル等でお困りの際に、専門業者を手配しての応急処置や、お電話でのご相談等に対応するサービスです。詳細につきましては、ご契約のしおり、ご契約後に送付される「とりせつ(取扱説明書)」記載の「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」サービス利用規約をご参照ください。

サービスの受付時間	サービス名		
24時間 365日受付	水まわりのトラブル 応急サービス	かぎのトラブル 応急サービス	防犯機能アップ 応援サービス
	健康・医療相談 サービス ^(注2)	介護関連相談 サービス	
平日 午前10時~ 午後5時 ^(注3)	住宅相談サービス (原則予約制)	法律相談サービス (原則予約制)	税務相談サービス (原則予約制)

(注1) 総括契約に関する特約がセットされた契約の場合は、サービスの対象外となります。
(注2) サービスの内容によってはご利用可能な時間帯が異なります。
(注3) 土・日・祝日、12/31~1/3を除きます。
※ 提携業者によるサービス提供であり、サービスの着手にお時間がかかる場合またはサービスをご提供できない場合があります。
※ 相談サービスは30分程度の一般的なご相談にお応えします。

「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」は p22をご参照ください。



さっそくチェック! ピッタリプランを選ぶ!

3つのステップであなたの心配に「ピッタリ安心!」をご案内します。

THE すまいの
保険
上手に備える6ステップ

ステップ1
5つの特長を
知る

ステップ2
ピッタリプランを
選ぶ

ステップ3
プランの詳細を
確認する

ステップ4
さらに安心を
プラス

ステップ5
地震の損害に
備える

ステップ6
契約上重要となる
ご注意点

START!

まずはご確認
ください。
すべての契約プランで
次の補償が受けられます。

- 火災
事件数 7件※ 平均支払額 1万円
- 落雷
事件数 5件※ 平均支払額 5万円
- 破裂・爆発
- 風災、雹災、
雪災
事件数 1件※ 平均支払額 2万円※

※このデータは水災・風災・雪災
などの合計です。水災はベーシック
(I型)水災なし、ベーシック(II
型)水災なし、スリム(II型)の
プランを選択した場合は補償
されません。

Step 1

心配ごとチェック①

気をつけても防ぎようのない
事故がたくさんあります…

Check

1つでも心配なことはありますか?

車の飛び込みなど

事件数 4件※ 平均支払額 6万円

交通量の多い道路に
面していませんか?

水濡れ

事件数 3件※ 平均支払額 3万円

水道管からの水漏れも
意外と多いもの…

盗難

事件数 6件※ 平均支払額 4万円

ご近所やお知り合いに
泥棒被害にあった方は
いませんか?

Step 2

心配ごとチェック②

暮らしの中のちょっとしたアクシデントで
数十万円の損害が出ることも…

Check

1つでも心配なことはありますか?

破損・汚損など

事件数 2件※ 平均支払額 7万円

小さいお子さまがいて、
物を壊したりする心配は
ありませんか?

お部屋の掃除中に誤って
ドアや壁を壊すケースも
よくあります…

家具の配置替えて
壁や家具を破損したことは
ありませんか?

Step 3

心配ごとチェック③

異常気象の影響により、思わぬ地域でも
水害が発生することも…

Check

1つでも心配なことはありますか?

水災

事件数 1件※ 平均支払額 2万円※

※このデータは水災・風災・雪災などの合計です。

河川の近くなど洪水が起きやすい地域に
立地していませんか?

周辺に崖などがあり土砂崩れの恐れは
ありませんか?

河川の近くなど洪水が起きやすい地域に
立地していませんか?

周辺に崖などがあり土砂崩れの恐れは
ありませんか?

ピッタリプランはこちら!

THE すまいの
保険



ベーシック
(I型)

ベーシック
(I型)水災なし

ベーシック
(II型)

ベーシック
(II型)水災なし

スリム(I型) スリム(II型)

異常気象の影響により、思わぬ地域でも水災が発生する
ことがあります。特に戸建にお住まいのお客さまはご契
約前に必ず水災の恐れがないかチェックしてください。
(P21)をご参照ください。

建物のみの補償だけでは、生活の立て直しに多額の費用が発生します。

家財の補償もお忘れなく!!

家具や家電製品などの家財(生活用の動産)は、建物とは別に家財を保険の対象としてご契約いただかなければ、損害を受けても保険金が支払われません。

建物と家財

それぞれに
火災保険をかけた場合

建物

補償されます。



家財

補償されます。



建物のみに

火災保険をかけた場合

建物

補償されます。



家財

補償されません。



THE すまいの保険で

新価の範囲内で自由に
保険金額を設定できます。

家財の評価額の全額を補償しようとすると保険料の負担が大きくなるし、かといって一部しか加入しないと損害額の一部しか支払われない…とお考えのお客さまのニーズにお応えします。新価の範囲内で自由に保険金額を設定できます。

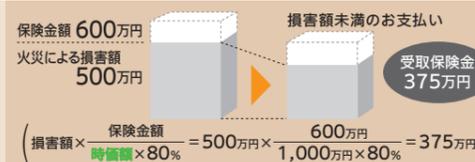
家財を保険の対象とする場合

■「新価1,500万円」「時価1,000万円」の家財をお持ちで、「保険金額600万円」に設定した場合の受取保険金の違い

＜THE すまいの保険の場合＞
保険金額を限度に
損害額全額を
お支払い!
(自己負担額は差し引かれます。)



＜従来の火災保険(注)の場合＞
損害額を下回る
金額で不十分…
(注)従来の火災保険とは、住宅
総合保険など(価額協定保
険特約をセットしない場
合)をいいます。



家財の新価の目安

思っている以上に家財は高額です。(平成28年6月現在)

ご家族構成	2名 大人のみ	3名 大人2名 子供1名	4名 大人2名 子供2名	5名 大人2名 子供3名	独身 世帯
世帯主の年齢	25歳前後	490万円	580万円	670万円	760万円
	30歳前後	700万円	790万円	880万円	970万円
	35歳前後	920万円	1,000万円	1,090万円	1,180万円
	40歳前後	1,130万円	1,220万円	1,310万円	1,390万円
	45歳前後	1,340万円	1,430万円	1,520万円	1,610万円
50歳前後 (含以上)	1,550万円	1,640万円	1,730万円	1,820万円	300万円

※上の表は家財の新価の目安となります。上の表にない家族構成の場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。



プランを確認する!

THE すまいの保険
上手に備える6ステップ

- ステップ1 5つの特長を知る
- ステップ2 ビットリプランを選ぶ
- ステップ3 プランの詳細を確認する
- ステップ4 さらに安心をプラス
- ステップ5 地震の損害に備える
- ステップ6 契約上重要となるご注意点

それぞれの契約プランで **建物と家財** **建物のみ** が選べます。

建物と家財 **建物のみ**

p17をご参照ください。

「損害保険金」補償内容 ご希望の補償範囲に応じて6つの契約プランをご用意しました。

補償内容 詳しくは p14へ	火災	風災、雹災、雪災	水災	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など	不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)	選べる
<p>火災 失火やもらい火などによる火災の損害を補償します。</p> <p>落雷 落雷による損害を補償します。</p> <p>破裂・爆発 ガス漏れなどによる破裂・爆発などの損害を補償します。</p>	<p>台風、旋風、竜巻、暴風等の風災、雹災または豪雪、雪崩等の雪災による損害を補償します。</p> <p>雨などの吹込みによって生じた損害につきましては、建物の外壁、屋根、開口部等の外側の部分が風災などの事故により破損した場合にかぎりです。</p>	<p>台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災(床上浸水等)の損害を補償します。</p>	<p>自動車等の飛び込みなどによる損害を補償します。</p> <p>漏水などによる水濡れ 給排水設備の事故や他人の戸室で生じた事故に伴う漏水などによる水濡れ損害を補償します。 <small>給排水設備自体に生じた損害を除きます。</small></p> <p>騒擾・集団行動等に伴う暴力行為 集団行動等に伴う暴力・破壊行為による損害を補償します。</p> <p>盗難による盗取・損傷・汚損 盗難による盗取や損傷・汚損などの損害を補償します。</p>	<p>誤って自宅の壁を壊した場合などの偶然な事故による損害を補償します。</p>	<p>自己負担額</p>	
選べる契約プラン						
ベーシック(I型)	○	○	○	○	○	0 1 3 5 10 万円 万円 万円 万円 万円
ベーシック(I型)水災なし	○	○	補償されません	○	○	0 1 3 5 10 万円 万円 万円 万円 万円
ベーシック(II型)	○	○	○	○	○	0 1 3 5 10 万円 万円 万円 万円 万円
ベーシック(II型)水災なし	○	○	補償されません	○	○	0 1 3 5 10 万円 万円 万円 万円 万円
スリム(I型)	○	○	○	○	○	3 5 10 万円 万円 万円
スリム(II型)	○	○	補償されません	○	○	3 5 10 万円 万円 万円

全プラン共通で自動的にセット

「費用保険金」補償内容

- 地震火災費用保険金**
地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半壊以上、または保険の対象である家財が全焼した場合は、保険金額の5%をお支払いします。
- 残存物取片づけ費用保険金**
損害保険金が支払われる場合に損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用をお支払いします。
- 水道管修理費用保険金**
専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合の費用をお支払いします。(ただし、パッキングのみに生じた損壊やマンションなどの共用部分の専用水道管にかかわる修理費用は含みません。)保険の対象に建物が含まれる場合のみ補償します。

臨時費用保険金
損害保険金にプラスしてお支払いします。
[支払割合・限度額が選べます]

損害保険金×30% 限度額300万円	損害保険金×30% 限度額100万円	選べる
損害保険金×20% 限度額100万円	損害保険金×10% 限度額100万円	臨時費用保険金なし

※臨時費用保険金限定特約をセットされた場合は、火災、落雷、破裂・爆発で損害保険金が支払われる場合のみとなります。

損害防止費用
火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な消火活動による費用を支出した場合に、その損害防止費用をお支払いします。
詳しくは p15へ



ひとまわり大きな安心をプラス!

さらに補償を拡げるオプション(各種特約)について

詳しくは p9へ



THE すまいの保険には原則付帯されます。ご希望により外すこともできます。

地震保険

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失が生じた場合に保険金をお支払いします。

地震保険について 詳しくは p11へ

自己負担額とは

上記の補償(費用保険金は除きます。)に対する損害では、下記の算式によって損害保険金をお支払いします。ただし保険金額が上限となります。

$$\text{損害額} - \text{自己負担額} = \text{損害保険金}$$

- ※ 1つのご契約で、建物と家財をご契約されている場合、上記の自己負担額は、建物と家財それぞれの損害額に対して適用されます。
- ※ 保険の対象が建物で、全焼等により建物を復旧できない場合または建物の損害の額が協定再調達価額に達した場合は、自己負担額を差し引かず、協定再調達価額を損害保険金としてお支払いします。ただし、主契約の保険金額を限度とします。(注)保険の対象が建物の場合にかぎりです。

自己負担額0円を選択した場合のご注意

自己負担額0円を選択した場合でも不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)の自己負担額は1万円となります。

家財を保険の対象とした場合のご注意

- お申し込みの際にご申告いただかなければ、補償されないものがあります。**
貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの(以下「貴金属・宝玉石等」といいます。)や、稿本や設計書などは、お申し込み時にご申告いただき、保険証券に明記されなければ補償されません。またこれらのものは、明記物件といい、損害額の算出は時価額を基準とします。
- 明記し忘れた貴金属・宝玉石等の取扱い**
貴金属・宝玉石等を保険証券に明記し忘れた場合であっても、保険期間を通じて1回の事故にかぎり、これを保険の対象に含むものとします。この場合、損害の額が1個または1組ごとに30万円を超えるときは、その損害の額を30万円とみなします。ただし、1回の事故につき、300万円または保険の対象である家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。
- 盗難の補償限度額(損害額を限度に以下のとおりお支払いします。)**
 - 明記物件の盗難の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。
 - 上記にかかわらず、通貨等、預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、下表の金額を限度として、損害額をお支払いします。

事故の種類	限度額
通貨等、印紙、切手、乗車券等の盗難	20万円
預貯金証書の盗難	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額

補償されません **の場合、次のような事故で保険金を受け取ることはできません。**

<p>水災</p> <p>事故事例 集中豪雨で自宅が床上浸水した。</p> <p>お支払保険金例 152.7万円</p>	<p>盗難による盗取・損傷・汚損</p> <p>事故事例 泥棒が入って窓ガラス、ドアが破損した。</p> <p>お支払保険金例 91.9万円</p>	<p>不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)</p> <p>事故事例 物を運んでいるときにバランスを崩し、ドアに当たりドアが破損した。</p> <p>お支払保険金例 26.9万円</p>
---	---	--

※ これらは事例であり、実際の事故によってお支払保険金の額は異なります。

保険金をお支払いできない主な場合につきましては p13 をご参照ください。

【緑色の文字】の用語については p23 の用語の解説をご確認ください。



ひとまわり大きな安心をプラス!

THE すまいの保険にセットできる主な特約(オプション) [詳しくはP15](#) [P16](#)へ

THE すまいの保険
上手に備える6ステップ

ステップ① 5つの特長を知る
ステップ② ビットリプランを選ぶ
ステップ③ プランの詳細を確認する
ステップ④ さらに安心をプラス
ステップ⑤ 地震の損害に備える
ステップ⑥ 契約上重要となるご注意点

個人の方から大家さん、店舗併用住宅にお住まいの方まで、“プラスアルファ”の安心を手にしていただける特約です。いざというときのために、ぜひ追加のご加入をご検討ください。

賠償責任が心配な方へ 個人賠償責任特約



日常生活において、お客さまご自身またはご家族の方が他人にケガを負わせたり他人の物を壊したりした結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

事故事例 デパートで、陳列されている商品をうっかり壊してしまった。

＜示談交渉サービスについて＞

- ※ 国内の事故にかぎり、損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。
- ※ 示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者(個人賠償責任の補償を受けられる方)および被害者の方の同意が必要となります。
- ※ この補償の対象となる事故にかぎります。
- ※ 賠償責任額が明らかに個人賠償責任特約の保険金額を超える場合は対応できません。

▶セットできるプラン **すべてのプラン**

- お支払いする損害保険金:損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用(1回の事故につき、保険証券記載の保険金額限度)
- 保険金額:1,000万円、3,000万円、5,000万円、1億円のいずれかから選択します。

- ご注意**
1. 国内外の事故にかかわらず補償します。
 2. 火災保険の他、自動車保険や傷害保険などで、この補償と同種の賠償責任を補償するご契約がある場合、補償の重複が生じる可能性がありますので、他のご契約の補償内容・ご契約金額を十分にご確認ください。

ご近所付き合いを円滑にするために 類焼損害特約



お住まいからの失火で近隣の住宅や家財に延焼してしまった場合に、法律上の損害賠償責任がなくとも、近隣の住宅や家財を補償する特約です。

事故事例 自宅建物から出火した火事が燃え広がり、お隣の住宅まで延焼してしまった。

- ご注意**
1. 煙損害または臭気付着損害を除きます。
 2. 損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合は、その保険金の額を差し引いて算出します。
 3. この特約によってお支払いする保険金の受取人は、類焼損害を被った近隣の家屋などの所有者となります。通常、近隣の方はこの保険契約の内容をご存じないため、事故が発生した際、ご契約者さまから、この保険契約の内容をお伝えいただくとともに、損保ジャパン日本興亜へ類焼損害の発生をご通知いただくなどのお手続きが必要となります。

▶セットできるプラン **すべてのプラン**

- お支払いする損害保険金:近隣の住宅・家財の再調達価額を基準として算出した損害額(契約年度ごとに1億円を限度とします。)

建物の電氣的・機械的事故が心配な方へ 建物電氣的・機械的事故特約



保険の対象である建物に付加された空調設備、電気設備、給排水・衛生設備、消火設備、昇降設備、厨房設備、駐車機械設備などについて、電氣的・機械的事故により損害が生じた場合に補償します。

事故事例 点火操作時に異常着火し、給湯器から大きな音がして、配線が焼きついて故障した。

- ご注意**
1. 補償の対象外となる機械設備等もありますので、詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
 2. 自然の消耗、劣化等による損害に対しては保険金をお支払いできません。
 3. この特約の対象の納入者が被保険者に対し法律上または契約上の責任(保証書、延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。)を負うべき損害に対しては保険金をお支払いできません。

▶セットできるプラン

ベーシック(Ⅰ型) ベーシック(Ⅰ型)水災なし

- お支払いする損害保険金:損害額-保険証券記載の自己負担額(主契約である建物の保険金額限度)
- 保険の対象に建物が含まれる場合にかぎります。
- 自己負担額:不測かつ突発的な事故の自己負担額と同じ

事故の再発を防ぐ備えを充実させたい方へ 事故再発防止等費用特約



火災、落雷、破裂・爆発の事故または盗難(注1)の事故により損害保険金をお支払いする場合で、その事故の再発防止等のために支出した有益な費用(注2)に対して保険金をお支払いします。
なお、事故再発防止策については損保ジャパン日本興亜が提供する事故再発防止メニューをご利用いただけます。ご利用の際は、メニューの手配から費用のお支払いまで、専用デスクが行います。

事故事例 盗難の事故により損害保険金が支払われたため、再発防止のためにホームセキュリティサービスを利用した。

たとえば 火災の事故の再発防止のために「見廻りサービス」を利用!



※お支払対象となる費用の一覧などの詳細は、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイトでご覧いただけます。



たとえば 盗難の事故の再発防止のために「防犯ガラス・フィルム」を設置!



地震火災の補償をさらに充実したい方へ 地震火災特約(地震火災30プラン・地震火災50プラン)



地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で、建物が半焼以上、または保険の対象である家財が全焼した場合は、地震保険、主契約の地震火災費用とあわせて、地震火災50プランでは最大で火災保険金額の100%、地震火災30プランでは最大で火災保険金額の80%まで補償します。

事故事例 地震を原因とする火災で、建物が全焼してしまった。

▶セットできるプラン **ベーシック(Ⅰ型)**

- 保険期間:5年以下の整数年の契約にセットできます。

- ご注意**
1. 地震保険を限度額までご契約の場合のみお選びいただけます。
 2. 詳細につきましては、P16 下段の地震火災特約の説明をご確認ください。

持ち出した家財の損害などが心配な方へ 携行品損害特約



被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について、偶然な事故により損害が生じた場合に補償します。

事故事例 通勤途中に駅の壁にバッグをぶつけて破損してしまった。

- ご注意**
1. 国内外の事故にかかわらず補償します。
 2. 補償の対象外となる身の回り品がありますので、詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
 3. 保険の対象が生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等の場合は、損害額の上限を5万円とします。
 4. 火災保険の他、傷害保険などで、この補償と同種の特約を補償するご契約がある場合、補償の重複が生じる可能性がありますので、他のご契約の補償内容・ご契約金額を十分にご確認ください。

▶セットできるプラン

ベーシック(Ⅰ型) ベーシック(Ⅰ型)水災なし ベーシック(Ⅱ型) ベーシック(Ⅱ型)水災なし

- 保険金額:50万円、100万円のいずれかから選択します。
- 保険の対象に家財が含まれる場合にかぎります。
- 自己負担額:1万円

賠償責任が心配な方へ 施設賠償責任特約



保険証券記載の建物の欠陥や、この建物における保険証券記載の業務遂行に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりした結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

事故事例 賃貸用マンションの建物の壁が崩落し、駐車中の車を傷つけてしまい、法律上の損害賠償責任を負ってしまった。

▶セットできるプラン **すべてのプラン**

- お支払いする損害保険金:損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用(1回の事故につき、保険証券記載の保険金額限度)
- 保険金額:1,000万円、3,000万円、5,000万円、1億円のいずれかから選択します。

- ご注意**
1. 対象業種は、小売店、料理飲食店、事務所、マンション賃貸・管理業にかぎります。
 2. 損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。

※ ご契約いただく主契約の条件などによっては、上記特約をセットできない場合もございます。なお、複数のご契約に上記特約をセットした場合、補償に重複が生じることがありますので、ご注意ください。(詳しくはP16をご覧ください。)
各特約をセットしていただく条件や、補償内容の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。



災害後の暮らしをしっかりサポート 地震保険(原則付帯)

地震保険は必要保険です!

THE すまいの保険だけでは、地震・噴火またはこれらにより発生した津波による損害は補償されません。

地震保険にご加入されていないと、地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災(延焼・拡大を含みます。)損害や、火災(発生原因を問いません。)が地震等によって延焼・拡大したことにより生じた損害についても補償の対象となりません。

地震保険の補償内容

地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって、保険の対象である建物または家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

お支払例



地震保険の保険の対象

建物

住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。ただし、建物に損害がなく、門、塀、垣のみに損害があった場合は、保険金のお支払いの対象とはなりません。



家財

居住用建物に収容されている家財一式。ただし、以下の保険の対象に含まれないものを除きます。



保険の対象に含まれないもの 家財であっても以下のものは保険の対象に含まれません。(THE すまいの保険で保険の対象に含める場合であっても、地震保険では保険の対象に含まれません。)

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの
- 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。)
- 1個(または1組)の価額が30万円を超える貴金属、宝石や書画、彫刻物などの美術品(明記物件)
- 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの(明記物件)



地震保険の保険金額の設定

保険金額の設定:地震保険が付帯される主契約の保険金額の30%~50%の範囲内で設定します。
保険金額の限度額:保険の対象ごとに以下のとおりです。

地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して下記限度額を適用します。

保険の対象	限度額の適用単位	限度額
建物	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物	5,000万円 ^(注)
家財	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する家財	1,000万円

(注)2世帯以上が居住するアパート等の場合は、世帯(戸室)数に5,000万円を乗じた額を建物の限度額とすることができます。また、マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。

地震保険の割引制度

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。割引の適用にあたっては、**所定の確認資料のご提出が必要です。**
なお、以下の複数の割引が適用できる場合でも、いずれか1つの割引のみの適用となります。
詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

割引の種類	割引の適用条件	割引率
免震建築物割引	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合	50%
耐震等級割引	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に基づく耐震等級を有している場合	10%・30%・50%
耐震診断割引	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合	10%
建築年割引	昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合	10%

地震保険のお申し込み

地震保険だけではご契約できません。THE すまいの保険に付帯して地震保険をお申し込みください。また、地震保険は原則付帯ですが、地震保険に加入されない場合は、保険契約申込書の「地震保険非付帯確認欄」にご署名またはご捺印ください。(火災ナビでのお手続きの場合は、火災ナビの画面上で申し込みを行わない旨の確認チェックをしていただきます。)

※ 保険期間の途中から地震保険にご加入することもできます。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

警戒宣言発令後の取扱いについて

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象(建物または家財)について、地震保険の新規契約および増額契約はお引受けできません(同一物件・同一被保険者・保険金額が同額以下の更改契約は除きます。)

地震保険料控除について

お支払いいただいた地震保険料が、一定額を限度としてその年の契約者の課税所得から控除されます。(平成28年6月現在)
※ 地震保険とあわせて地震火災特約をご契約いただいた場合は、地震保険と地震火災特約の保険料の合計額が、地震保険料控除の対象となります。

	所得税	個人住民税
控除対象額	地震保険料の全額(最高50,000円)	地震保険料の1/2(最高25,000円)

THE すまいの保険
上手に備える6ステップ

- ステップ1 5つの特長を知る
- ステップ2 ビックリプランを選ぶ
- ステップ3 プランの詳細を確認する
- ステップ4 さらに安心をプラス
- ステップ5 地震の損害に備える
- ステップ6 契約上重要となるご注意点

地震保険金のお支払いについて

地震保険は、通常の火災保険とは異なり、実際の損害額を保険金としてお支払いするものではありません。損害の程度によって「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定を行い、それぞれ地震保険金額の100%・60%・30%・5%を定額でお支払いします。損害の程度が「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。なお、保険の対象が建物の場合、建物の主要構造部(軸組・基礎・屋根・外壁等)の損害の程度を確認します。

	損害の程度		お支払いする保険金
	建物	家財	
全損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の 50%以上 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 70%以上	家財の損害額が 家財全体の時価額の 80%以上	地震保険金額の 100% (時価額が限度)
大半損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の 40%以上50%未満 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 50%以上70%未満	家財の損害額が 家財全体の時価額の 60%以上80%未満	地震保険金額の 60% (時価額の60%が限度)
小半損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の 20%以上40%未満 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 20%以上50%未満	家財の損害額が 家財全体の時価額の 30%以上60%未満	地震保険金額の 30% (時価額の30%が限度)
一部損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の 3%以上20%未満 全損・大半損・小半損に至らない建物が 床上浸水 または地盤面から45cmを超える浸水	家財の損害額が 家財全体の時価額の 10%以上30%未満	地震保険金額の 5% (時価額の5%が限度)

※ お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が11.3兆円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する11.3兆円の割合によって削減されることがあります。(平成28年6月現在)
※ 72時間以内に生じた2以上の地震等はこれらを一括して1回とみなします。

損害認定に関する注意点 損害の程度の認定は「地震保険損害認定基準」に従います。(国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。)保険の対象が建物の場合、建物の主要構造部(軸組・基礎・屋根・外壁等)の損害の程度に応じて、「全損」「大半損」「小半損」「一部損」を認定します。門、塀、垣、エレベーター、給排水設備のみに損害があった場合など、主要構造部に該当しない部分のみの損害は保険金のお支払対象となりません。	損害の程度が「一部損」に至らない場合の注意点 損害の程度が、上記損害認定の基準の「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。 損害の程度が「全損」と認定された場合の注意点 損害の程度が「全損」と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。	主契約火災保険に関する注意点 地震保険金が支払われる場合、主契約の火災保険では、損害保険金だけでなく、各種費用保険金(残存物取片づけ費用など)も支払われません。(地震火災費用保険金は、地震等による火災にかぎり、お支払いの対象となる場合があります。)
--	--	--

保険金をお支払いできない主な場合

- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日経過後に生じた損害
- 保険の対象の紛失・盗難の場合 など

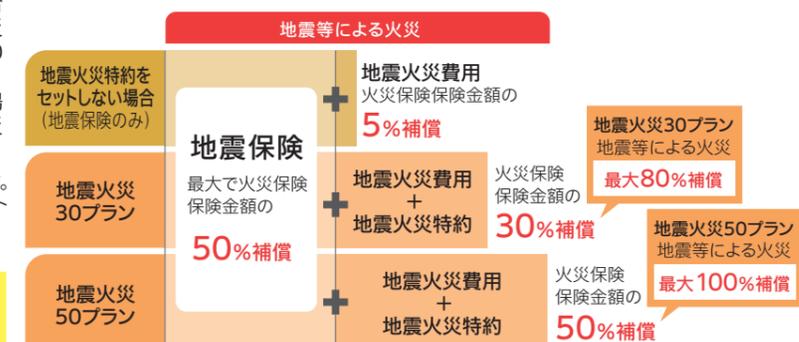
地震火災特約(地震火災30プラン・地震火災50プラン)

この特約をセットすることで、地震等による火災で、建物が半焼以上、または保険の対象である家財が全焼した場合は、地震保険、主契約の地震火災費用とあわせて、地震火災50プランでは最大で火災保険金額の100%、地震火災30プランでは最大で火災保険金額の80%まで補償します。ただし、地震等により保険の対象が滅失(建物が倒壊した場合等)した後に火災による損害が生じた場合は、地震火災特約のお支払いの対象外となりますので、ご注意ください。

※ 地震保険を限度額までご契約の場合のみお選びいただけます。
※ 臨時費用保険金なしを選択された場合、この特約はセットできません。
※ 保険期間5年以下の契約にセットできます。

※ ベーシック(I型)水災なし、ベーシック(II型)、ベーシック(II型)水災なし、スリム(I型)、スリム(II型)のご契約の場合、この特約はセットできません。

地震等による火災の補償をさらに充実!



契約上重要となるご注意点

保険金をお支払いできない主な場合

！ ご注意！ 以下の事項は、保険金をお支払いできない主な場合です。必ずご確認ください。詳細につきましては普通保険約款および特約をご確認ください。

THE すまいの保険

1 次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者^(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者^(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- ④ 保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失
- ⑤ 保険の対象である家財が保険証券記載の建物(保険の対象である家財を収容している付属建物を含みます。)外にある間に生じた事故
- ⑥ 運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に保険の対象について生じた事故
- ⑦ **1. 損害保険金**の①から⑥までの事故または **2. 費用保険金**の①地震火災費用保険金の事故の際における保険の対象の盗難

2 次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用^(注3)に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、次の②に該当する場合であっても地震火災費用保険金^(注4) **2. 費用保険金**の①をお支払いすることができます。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注4)
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震保険を付帯することで、地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害を補償することができます。詳細につきましては、**11. 地震保険**をご参照ください。)
- ③ 核燃料物質^(注5)もしくは核燃料物質^(注5)によって汚染された物^(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

3 次の①から③までのいずれかに該当する損害および次の①から③までのいずれかによって生じた損害または費用^(注7)に対しては、保険金をお支払いできません。

- ① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- ② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- ③ ねずみ食い、虫食い等

4 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金をお支払いできません。

5 発生原因がいかなる場合でも、次の①から⑬までのいずれかに該当する損害に対しては、不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)^(注8) **1. 損害保険金**の⑨の損害保険金をお支払いできません。

- ① 差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
- ② 被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- ③ 保険の対象に対する加工・修理等の作業(保険の対象が建物の場合は建築・増改築等を含みます。)中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- ④ 保険の対象の電気事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故が不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
- ⑤ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
- ⑥ 土地の沈下・隆起・移動等に起因する損害
- ⑦ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物に生じた損害
- ⑧ 楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
- ⑨ 楽器の音色または音質の変化
- ⑩ 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害
- ⑪ 携帯電話(PHSを含みます。)等の携帯式通信機器およびこれらの付属品について生じた損害
- ⑫ ラップトップまたはノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品について生じた損害
- ⑬ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
- ⑭ 動物または植物について生じた損害
- ⑮ 自転車もしくは総排気量が125cc以下の原動機付自転車またはこれらの付属品について生じた損害

地震保険

6 次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、地震保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者^(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者^(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 保険の対象の紛失または盗難
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注4)
- ⑤ 核燃料物質^(注5)もしくは核燃料物質^(注5)によって汚染された物^(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ 地震が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後生じた損害

(注1) **保険契約者、被保険者** 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 (注2) **その者(①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者)** ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 (注3) **①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用** ①から⑥までの事由によって発生した**1. 損害保険金**の①から⑨、**2. 費用保険金**の①から④に掲げる事故が延焼または拡大して生じた損害または費用をいいます。また、発生原因がいかなる場合でも**1. 損害保険金**の①から⑨、**2. 費用保険金**の①から④に掲げる事故が①から③までの事由によって延焼または拡大して生じた損害または費用を含みます。
 (注4) **暴動** 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 (注5) **核燃料物質** 使用済燃料を含みます。
 (注6) **核燃料物質(注5)によって汚染された物** 原子核分裂生成物を含みます。
 (注7) **次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用** **1. 損害保険金**を支払う場合の①から⑥までおよび **2. 費用保険金**の①から④に掲げる事故が生じた場合は、①から⑥までのいずれかに該当する損害にかぎります。



THE すまいの保険のあらまし

1. 損害保険金 選択した契約プランで補償する事故について、以下のとおり保険金をお支払いします。

事故の区分	保険金をお支払いする場合	お支払いする損害保険金の額
①火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって保険の対象が損害を受けた場合	【建物】 次の算式により算出した額とします。ただし、主契約の保険金額を限度とします。 損害額^(※1) - 自己負担額^(※2) = 損害保険金 ※1 損害額とは、協定再調達価額を基準として算出し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。(協定再調達価額限度) ※2 建物を復旧できない場合または建物の損害の額が協定再調達価額に達した場合は、自己負担額を差し引かず、協定再調達価額を損害保険金としてお支払いします。ただし、主契約の保険金額を限度とします。 建物のみが保険の対象である場合は、⑧の通貨等、預貯金証書等の盗難は補償されません。 【家財^(注9)】 次の算式により算出した額とします。ただし、主契約の保険金額を限度とします。 損害額[*] - 自己負担額 = 損害保険金 ※ 損害額とは、再調達価額を基準として算出し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。(再調達価額限度) ただし、明記物件の場合は時価額を基準に算出します。 明記物件の盗難の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。 上記にかかわらず、通貨等、預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、下表の金額を限度として、損害額をお支払いします。
②風災^(注1)、雹災、雪災^(注2)(注3)	風災 ^(注1) 、雹災または雪災 ^(注2) (注3)によって保険の対象が損害 ^(注4) を受けた場合	
③水災 ※ 水災支払方法縮小特約をセットされた場合、「保険金をお支払いする場合」「お支払いする損害保険金の額」が異なります。詳しくは、 10 をご確認ください。	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次の(ア)または(イ)のいずれかに該当する場合(津波による浸水等は補償されません。) (ア) 建物が保険の対象である場合は協定再調達価額の、家財が保険の対象である場合は再調達価額の30%以上の損害が生じた場合 (イ) 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水 ^(注5) を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合	
④建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって保険の対象が損害を受けた場合。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②の風災、雹災、雪災もしくは③の水災の事故による損害を除きます。	
⑤漏水などによる水濡れ	次の(ア)もしくは(イ)のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水(水が溢れることをいいます。)による水濡れによって保険の対象が損害を受けた場合。ただし、②の風災、雹災、雪災もしくは③の水災の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。 (ア) 給排水設備に生じた事故 (イ) 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故	
⑥騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	騒擾およびこれに類似の集団行動 ^(注6) または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象が損害を受けた場合	
⑦盗難による盗取・損傷・汚損	盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損。盗取された保険の対象を回収することができた場合は、そのために支出した必要な費用(以下「回収に要した費用」といいます。) ^(注7) に含みます。	
⑧通貨等、預貯金証書等の盗難 ※ 家財が保険の対象に含まれる場合のみ補償します。	家財が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等(小切手以外の有価証券およびその他これらに類する物を除きます。)の盗難。ただし、小切手の盗難による損害については、次の(ア)および(イ)に掲げる事実があったこと、預貯金証書の盗難による損害については、次の(ウ)および(エ)に掲げる事実があったこと、乗車券等の盗難については次の(オ)に掲げる事実があったことを条件とします。盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用は損害額 ^(注7) に含みます。 (ア) 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに小切手の振出人 ^(注8) および支払金融機関あてに被害の届出をしたこと。 (イ) 盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払がなされたこと。 (ウ) 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。 (エ) 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。 (オ) 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに乗車券等の発行者あてに被害の届出をしたこと。	
⑨不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)	不測かつ突発的な事故 ^(注8) ①から⑧までの事故については、損害保険金の支払の有無にかかわらず、除きます。)によって、保険の対象が損害を受けた場合。ただし、凍結によって専用水道管について生じた損壊の損害を除きます。 (注9) 保険金をお支払いできない主な場合の④もご参照ください。	

- (注1) **風災** 台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。
- (注2) **雪災** 豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
- (注3) **雪災(雪災の事故による損害)** 雪災^(注2)の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが普通保険約款の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。
- (注4) **損害** 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込みによって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分(建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。)^(注1)が風災^(注1)、雹災または雪災^(注2)の事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた損害にかぎります。
- (注5) **床上浸水** 居住の用に供する部分の床(畳または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。
- (注6) **騒擾およびこれに類似の集団行動** 群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動^(注10)に至らないものをいいます。
- (注7) **損害額** 次の額を限度とします。
 ① 建物については協定再調達価額
 ② 明記物件以外の家財については再調達価額
 ③ 明記物件については時価額
- (注8) **小切手の振出人** 被保険者が振出人である場合を除きます。
- (注9) **家財** 家財に動物が含まれている場合のその動物の損害については、その動物を収容する保険証券記載の建物または付属建物内で損害を受けたため、損害発生後7日以内に死亡したときのみ保険金をお支払いします。また、家財に鑑賞用植物が含まれている場合のその鑑賞用植物の損害については、その鑑賞用植物を収容する保険証券記載の建物または付属建物内で損害を受けたため、損害発生後7日以内に枯死(その植物の生命が全く絶たれた状態をいいます。)したときのみ保険金をお支払いします。
- (注10) **暴動** 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

THE すまいの保険のあらまし<続き>

2. 費用保険金

費用の区分	保険金をお支払いする場合	お支払いする費用保険金の額
 ①地震火災費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が以下の(ア)または(イ)のいずれかに該当する場合。(地震等により保険の対象が滅失(建物が倒壊した場合等)した後に火災による損害が生じた場合を除きます。)この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が家財であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。 (ア) 保険の対象が建物である場合は、その建物が半焼以上となったとき(注1)。 (イ) 保険の対象が家財である場合は、その家財を収容する建物(共同住宅である場合は、その家財を収容する戸室)が半焼以上となったとき(注1)、またはその家財が全焼となったとき(注2)。 (注1) 建物が半焼以上となったとき 建物の主要構造部の火災による損害額が、その建物の協定再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。 (注2) 家財が全焼となったとき 家財の火災による損害額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。この場合における家財には明記物件は含みません。	保険金額×5%
 ②残存物取片づけ費用保険金	④ 1. 損害保険金の①から⑨までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって残存物の取片づけに必要な費用が発生した場合	実費 (損害保険金×10%限度)
 ③水道管修理費用保険金	保険の対象が建物の場合、建物の専用水道管が凍結によって損壊(注)を受け、これを修理した場合。ただし、区分所有建物の共用部分の専用水道管にかかわる修理費用に対しては、水道管修理費用保険金はお支払いしません。 (注) バッキングのみが生じた損壊を除きます。	実費(1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度とします。)
 ④臨時費用保険金	④ 1. 損害保険金の①から⑨までの損害保険金が支払われる場合(臨時費用保険金なしを選択された場合は補償されません。) ※臨時費用保険金限定特約をセットされた場合は、火災、落雷、破裂・爆発で損害保険金が支払われる場合のみとなります。	損害保険金に保険証券記載の支払割合を乗じた額。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに保険証券記載の限度額を限度とします。
 損害防止費用	保険契約者または被保険者が火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な①から③までの費用を支出した場合に、その損害防止費用の実費をお支払いします。ただし、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災による損害の発生または拡大の防止のために支出した費用は負担しません。 ① 消火活動のために消費した消火薬剤等の再取得費用 ② 消火活動に使用したことにより損傷した物(消火活動に従事した者の着用物を含みます。)の修理費用または再取得費用 ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。)	実費(保険金額限度)

3. 特約 セットした特約に応じて以下のとおり保険金をお支払いします。

特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする特約保険金の額
 個人賠償責任特約 ※国内の事故にかぎり損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。	日本国内外において発生した以下のいずれかの場合(職務遂行に起因する場合等を除きます)。 ●被保険者(注)が日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ●被保険者(注)の居住の用に供される住宅(別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。)または保険証券記載の建物の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 (注) この特約における被保険者は次のとおりです。 ①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者 ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤記名被保険者が未成年者または責任無能力者の場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎりません。)。ただし、記名被保険者に関する事故にかぎりません。⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりません。)。ただし、責任無能力者に関する事故にかぎりません。	損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用など(1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。)
 類焼損害特約	保険の対象の建物もしくはその収容家財または、保険の対象である家財もしくはそれを収容する保険証券記載の建物から発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣の住宅・家財が損害を受けた場合。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。	近隣の住宅・家財の再調達価額を基準として算出した損害額。ただし、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合は、その保険金の額を差し引いて算出します。(契約年度ごとに1億円を限度とします。)

特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする特約保険金の額
 事故再発防止等費用特約	火災、落雷、破裂・爆発または盗難(注)の事故で損害保険金をお支払いし、かつその事故の再発防止のために有益な費用を負担した場合 (注) 通貨等、預貯金証書等のみの盗難は含みません。	事故再発防止等のために負担した④記載の事故再発防止等費用 (1事故につき、20万円限度) ※事故発生の日から180日以内に負担したものに限りぎります。
 建物電氣的・機械的事故特約	保険の対象である建物に付加された空調設備、電気設備、給排水・衛生設備、消火設備、昇降設備、厨房機械設備、駐車機械設備などについて、電氣的・機械的事故により損害が生じた場合	④ 1. 損害保険金の「お支払いする損害保険金の額」【建物】に記載の算式により算出された損害保険金(自己負担額は不測かつ突発的な事故の自己負担額と同じです。)、残存物取片づけ費用保険金、臨時費用保険金(臨時費用保険金なしを選択された場合は補償されません。)
 地震火災30プラン  地震火災50プラン	地震・噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災により、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が半焼以上となった場合または保険の対象である家財が全焼となった場合(地震等により保険の対象が滅失(建物が倒壊した場合等)した後に火災による損害が生じた場合を除きます。)	保険金額×25%(地震火災費用保険金と合算で、保険金額×30%をお支払いします。) 保険金額×45%(地震火災費用保険金と合算で、保険金額×50%をお支払いします。)
 携行品損害特約	日本国内外において、被保険者(注)の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外で、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について、偶然な事故により損害が生じた場合 (注) この特約における被保険者は次のとおりです。 ①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者 ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子	損害額-1万円(自己負担額) ※1 契約年度ごとに、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。 ※2 盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用は損害額に含みます。ただし、盗取された保険の対象が明記物件以外の場合は再調達価額を、明記物件の場合は時価額を限度とします。 ※3 保険の対象が生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等の場合は、損害額の上限を5万円とします。
 家賃収入特約	補償対象となる事故(④ 1. 損害保険金の①から⑨までのうち、補償を選択している事故)により、建物が損害を受けた結果、家賃収入の損失が生じた場合	復旧期間内(約定復旧期間を限度)に生じた家賃の損失額。(1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。)
 施設賠償責任特約 ※損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。	日本国内において発生した以下のいずれかの場合 ●被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設(昇降機を含みます。)に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ●被保険者の保険証券記載の業務遂行に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合	損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用など(1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。)

【水災支払方法縮小特約をセットされた場合の水災事故の保険金のお支払い】

④ 1. 損害保険金の③の「保険金をお支払いする場合」「お支払いする損害保険金の額」を次のとおり読み替えます。

事故の区分	保険金をお支払いする場合	お支払いする損害保険金の額
 ③水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合(津波による浸水等は補償されません。) (ア) 建物(注)が保険の対象である場合は協定再調達価額、家財が保険の対象である場合は再調達価額の30%以上の損害が生じた場合 (イ) 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が床上浸水(注)を被った結果、建物が保険の対象である場合は協定再調達価額、家財が保険の対象である場合は再調達価額の15%以上30%未満の損害が生じた場合 (ウ) (ア)および(イ)に該当しない場合において、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が床上浸水(注)を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合 (注) 床上浸水 ④(注5)をご参照ください。	左記(ア): ④ 1. 損害保険金の「お支払いする損害保険金の額」 × 70% 左記(イ): 保険金額(注) × 10% (1事故1敷地内につき200万円が限度) 左記(ウ): 保険金額(注) × 5% (1事故1敷地内につき100万円が限度) (注) 保険の対象が家財である場合において、保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とします。 ※左記(イ)(ウ)の損害保険金が同時に支払われる場合、損害保険金の合計額は1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度とします。

「ご契約時」にご注意いただきたいこと



債務者集団扱について

債務者集団扱契約としてご契約いただけるのは、契約者および保険の対象がそれぞれ下記に該当する場合のみとなります。

保険契約者	住宅ローン等の債務者の方	
保険の対象	建物	住宅ローン等により取得した建物、または抵当権設定等の債権保全措置が講じられた建物
	家財	上記建物に収容された家財

金融機関が取扱代理店となる場合

金融機関が取扱代理店となる場合、この保険商品のお申込みの有無が、金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。また、住宅ローンのお申込みにあたり、火災保険等にご加入いただくことは融資の条件ではありません。

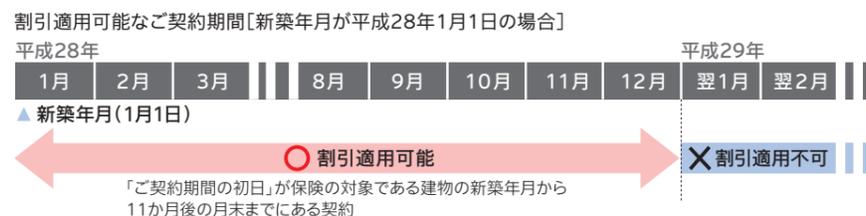
なお、「THE すまいの保険」は損害保険であり預金等ではありません。したがって、元本保証はありません。また、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象とはなりません。

複数の保険会社による共同保険契約の締結

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して、保険料の領収、保険証券等の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社および引受割合は取扱代理店にご確認ください。

新築割引について

保険の対象となる建物を新築され、新築年月から11か月後の月末までにご契約(注)いただいた場合、「新築割引」が適用されます。ご契約時には新築年月(建物が完成した年月)をお知らせください。



建物・家財セット割引について

建物と家財一式を1つの契約でご契約いただき、以下の条件に合致する場合、家財の保険料に割引が適用されます。

- 保険期間が10年であること
- 評価基準・支払基準が「新価・実損払」であること
- 「安心更新サポート特約」をセットしていること

※建物と家財一式が別々の契約の場合は、割引が適用されません。

クーリングオフ(ご契約のお申し込みの撤回等)について

ご契約のお申し込み後であっても、お客さまがご契約を申し込まれた日から、その日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回または解除(以下、クーリングオフといいます。)を行うことができます。保険期間が1年を超えるご契約をお申し込みの際は、必ず「クーリングオフ説明書」の内容をご確認のうえ、お申し込みください。なお、次のご契約はクーリングオフができませんのでご注意ください。

クーリングオフができない契約

(例) 1. 保険期間が1年以内のご契約(自動継続特約をセットしたご契約を含みます。)

2. 営業または事業のためのご契約

3. 法人または社団・財団等が締結したご契約

4. 質権が設定されたご契約

5. 保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

6. 通販特約により申し込まれたご契約

保険の対象について

保険の対象について、お客さまが事故に備えたいものと一致しているかご確認ください。THE すまいの保険では、建物のみ、建物と家財のいずれかからお選びいただけます。

(注1)自動車、自動三輪車および自動二輪車(総排気量が125cc以下の原動機付自転車は家財に含まれます。)は家財に含まれません。

(注2)貴金属、宝玉石および宝飾品ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものや、稿本や設計書など(明記物件といいます。)は、お申し込み時にご申告いただき、保険証券に明記しなければ補償されません。



保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の用途について

THE すまいの保険でご契約いただけるのは、日本国内に所在する専用住宅(注1)、併用住宅(注1)(注2)です。**住居部分のない専用店舗はご契約になれません。**

(注1)共同住宅を含みます。

共同住宅とは、1つの建物で1世帯の生活単位となる戸室が2つ以上あり、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。ただし、M構造の共用部分を一括して保険の対象とする場合は、マンション総合保険でのお引き受けとなります。

(注2)併用住宅とは、住居と住居以外の用途(事業)に併用される建物をいいます。



保険の対象となる建物または家財の所有者について

保険の対象となる建物または家財の所有者をご確認ください。ご契約者と所有者が異なる場合は、ご契約の際に保険契約申込書等に記載する必要があります。また、保険金をお受け取りいただける方は、所有者の方です。



保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の所在地について

保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の所在地をご確認ください。保険の対象の所在地は、保険料を決める際に重要となります。ご契約者住所と保険の対象の所在地が異なる場合は、ご契約の際に保険契約申込書等に記載する必要があります。



保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の構造について

THE すまいの保険の構造級別は、M構造、T構造、H構造の3区分です。保険料は構造級別によって異なります。

M 構造	T 構造	H 構造
1. 下記の(a)～(d)のいずれかに該当する共同住宅 (a)コンクリート造建物 (b)コンクリートブロック造建物 (c)れんが造建物 (d)石造建物 2. 耐火建築物(注1)の共同住宅	1. 下記の(a)～(e)のいずれかに該当する建物 (a)コンクリート造建物 (b)コンクリートブロック造建物 (c)れんが造建物 (d)石造建物 (e)鉄骨造建物 2. 耐火建築物(注1) 3. 準耐火建築物(注2) 4. 省令準耐火建物	M構造およびT構造に該当しない建物

⚠ 以下の1.または2.の条件に合致する場合は、ご注意ください。

1. 木造構造であっても以下の①から③のいずれかに該当する場合は、T構造となります。(共同住宅で①耐火建築物(注1)の場合はM構造となります。)
 ①耐火建築物(注1) ②準耐火建築物(注2) ③省令準耐火建物 **左記に該当する場合は、所定の確認が必要となります。**
2. H構造の建物のうち、前契約の構造級別がB構造または2級構造である継続契約の場合は、経過措置を適用し、H構造の料率から引き下げた料率を適用します。継続契約が他の保険会社からの切替契約の場合は所定の確認が必要となります。

(注1)「耐火構造建築物」を含みます。
 (注2)「特定避難時間倒壊等防止建築物」を含みます。

保険の対象の保険金額の設定について

保険の対象となる建物、家財または明記物件の保険金額の設定については、それぞれ以下の方法によって算出します。

1. 建物の保険金額: 保険の対象である建物を、修理・再築・再取得するのに必要な額を基準とした新価で評価を行います。評価額の設定はこの評価額の範囲内であれば、任意の額で設定することができます。ただし、評価額の10%未満の額を保険金額とすることはできません。
2. 家財の保険金額: 保険の対象である家財を、修理・再取得するのに必要な額を基準とした新価で評価を行います。新価の目安については、⑥の「家財の新価の目安」を参照してください。保険金額の設定はこの評価額の範囲内であれば、任意の額で設定することができます。
3. 明記物件の保険金額: 明記物件の評価額は、家財の保険金額とは別に、時価を基準に算出します。

⚠ ※ 1つの保険の対象について、複数のご契約に分けてご加入いただく場合は、ご契約をまとめてご加入いただくよりも保険料の合計が高くなる場合がありますので、ご注意ください。
 ※ 保険の対象の価額を超えてご契約されても、その超過分はむだになります。また、複数のご契約に分けて加入する場合は、すべての保険契約等の合計保険金額が保険の対象の価額を超えないようご注意ください。

特約等の補償の重複について

下記の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や損保ジャパン日本興亜以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。(注)

(注) 1契約のみに特約をセットした場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
個人用火災総合保険の個人賠償責任特約	自動車保険の個人賠償責任特約
個人用火災総合保険(保険の対象が建物のご契約)の類焼損害特約	個人用火災総合保険(保険の対象が家財のご契約)の類焼損害特約
個人用火災総合保険の携行品損害特約	傷害総合保険の携行品損害補償特約

「ご契約後」にご注意いただきたいこと

ステップ ①
5つの特長を
知る

ステップ ②
ビッカリプランを
選ぶ

ステップ ③
プランの詳細を
確認する

ステップ ④
さらに安心を
プラス

ステップ ⑤
地震の損害に
備える

ステップ ⑥
契約上重要となる
ご注意点

ご契約後の契約内容の変更などの通知

ご契約後に下記の変更などが発生した場合または変更をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。特に、下記の①から⑨までの項目について、ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

①建物の構造用途の変更 	②保険の対象の移転 	③住居部分がなくなった
④建物の建築年月 	⑤建物内の職作業 作業規模の変更 	⑥面積の変更(施設賠償責任特約をセットする場合) ⑦施設または設備、業務遂行名称の変更(施設賠償責任特約をセットする場合) ⑧割引の変更(地震保険の割引、公有物件等割引を適用された場合) ⑨増築・改築・一部取りこわしまたは補償対象外の事故による一部滅失に伴う建物の 価額の増加または減少(建物を保険の対象とした新価・実損払のご契約のみ)
⑩保険の対象の譲渡 	保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望されるときは、事前にご連絡ください。 事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失いますので、ご注意ください。 なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。	
⑪ご契約者の住所・ 通知先変更 	保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なくご連絡ください。 ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなります。 なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合もご連絡ください。	
⑫上記以外の変更	上記以外の変更をご希望の場合は、事前にご連絡ください。	

【ご通知をいただいた後のご契約の取扱い】

上記のご連絡をいただく場合において、以下のア.またはイ.のいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができません。ご契約を解除させていただきますので、ご注意ください。

ア. 住居部分がなくなったとき イ. 日本国外に保険の対象が移転したとき

事故が起こった場合

この保険で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく、損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または事故サポートセンターまでご連絡ください。遅滞なくご通知いただかなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。賠償事故などに関する示談につきましては、必ず損保ジャパン日本興亜とご相談のうえ、交渉をおすすめください。ご連絡先はパンフレット裏面をご確認ください。また、損害保険金のお支払額が1回の事故につき保険金額の80%に相当する額を超えた場合は、この保険契約は、その損害が発生したときに終了します。地震保険においては、損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合、その損害が発生した時に終了します。主契約が終了した場合は、地震保険は効力を失います。ご契約が終了した場合は、払込方法によって手続きが異なりますので、詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までお問い合わせください。

重大事由による解除

次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた場合
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③ 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に損保ジャパン日本興亜のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

引受保険会社が破綻した場合は

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。火災保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、地震保険については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金の全額が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。(平成28年6月現在)

保険証券について

保険証券は、大切に保管してください。なお、ご契約手続き後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。また、保険証券に添付の控除証明書は地震保険料控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。

保険金額調整等に関する追加特約について

保険の対象が建物で保険期間が5年を超える新価・実損払(評価済)契約の場合、この特約に規定する物価変動率(注)が0.80未満(20%を超える下落)となったときは、協定再調達価額または保険金額の調整につき、損保ジャパン日本興亜からお客さまに連絡いたします。その際には、調整額に応じた保険料の返還を行います。

(注) 保険金額調整等に関する追加特約に規定する物価変動率につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイトをご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

安心更新サポート特約

継続漏れの心配がありません!

保険期間が10年のご契約には、安心更新サポート特約をセットすることができます。この特約には補償が途切れることのないように、ご契約を自動更新する機能(注1)がありますので、通知締切日(注2)までにお申し出がない場合は、満期日と同一の内容(注3)で自動的にご契約を更新することができます。

(注1) 通知締切日(注2)までに損保ジャパン日本興亜またはご契約者のいずれかからご契約を更新しない旨の申し出がないかぎり、満期日と同一の内容(注3)で自動的にご契約を更新します。更新を希望されない場合は、通知締切日(注2)までに必ず取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

(注2) 通知締切日は、下表のとおりご契約の満期日より異なります。

満期日	通知締切日
1日～15日	満期日の前月10日
16日～末日	満期日の前月25日

(注3) 更新後のご契約では、補償内容、保険料、保険料の払込方法、保険期間等が変更となる場合がありますので、詳細につきましては「ご契約のしおり」でご確認ください。

⚠️ 安心更新サポート特約のご注意事項

- 安心更新サポート特約は保険期間が10年のご契約にセット可能です。契約条件によっては、この特約をセットできない場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 損保ジャパン日本興亜からのご連絡により、この特約を適用しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 更新後のご契約の保険料は、更新後のご契約の払込方法にしたがってお支払いいただきます。
- 金融機関等が取扱代理店となる場合は、本特約によってご契約を更新できる期間に制限があります。また、取扱代理店が変更となる場合があります。

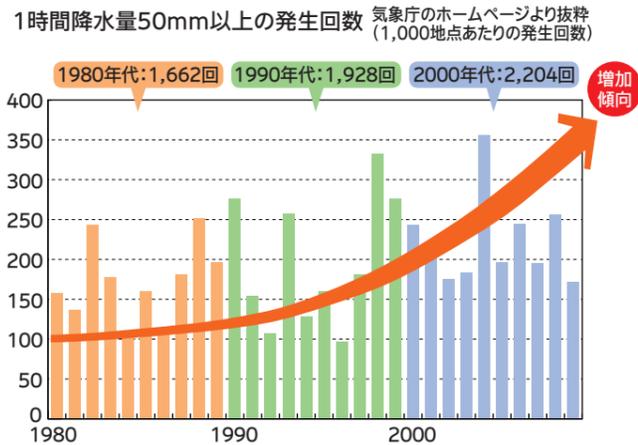


特に戸建にお住まいの皆さまはご契約前に必ず確認してください

水災が補償されない契約プランを選択されるお客さまへ

！ 突然の大雨、近くに河川は無くても…

- ・家が高台にあったとしても台風や暴風雨などにより、土砂崩れが発生する場合があります。
- ・最近では、突然の水量増加に行き場を失った下水などが溢れる都市型の水害も増えています。
- ・いわゆるゲリラ豪雨など1時間あたりの降水量が50mmを超える激しい雨の発生頻度も増加傾向にあります。(1時間50mm以上の回数は、1980年代と2000年代で約1.3倍に増加。)



【参考】50mm以上80mm未満の雨は、非常に激しい雨で、滝のように降り、傘はまったく役に立たず、あたりが水しぶきで白っぽくなります。「都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある」「マンホールから水が噴出する」「土石流が起こりやすい」「多くの災害が発生する」雨の強さとされています。なお、80mm以上は猛烈な雨で、息苦しくなるような圧迫感があり、恐怖を感じる程度の雨の強さとされています。(気象庁のホームページより)

ポイント 近年の異常気象の影響により、水災の事故は増加傾向にあります。将来の地球環境も予測が困難な状況であり、水災の危険が確実に増していると言えます。実際に、これまで水災が発生しないような地域でも、水災が発生しています。

水災の補償内容

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次の(ア)または(イ)のいずれかに該当する場合に補償します。

- (ア) 建物が保険の対象である場合は協定再調達価額の、家財が保険の対象である場合は再調達価額の30%以上の損害が生じた場合
 - (イ) 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水^(注)を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合
- (注)居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。

水災ではいわゆる洪水による損害だけではなく、土砂崩れなどによる損害も補償しています。水災が補償されないプランでは、これらは補償されません。

ご検討中の保険の対象について水災の恐れはないか確認しましょう!!

<input checked="" type="checkbox"/>	ポイント参照	近年、水災が増加傾向にあることを確認しましたか?都市部では、河川の近くに立地していても、下水などが溢れる都市型の水災の危険があることを確認しましたか?
<input checked="" type="checkbox"/>		ハザードマップ等により建物の立地状況や過去の浸水実績等を確認しましたか? 【参考】国土交通省 ハザードマップポータルサイト http://disaportal.gsi.go.jp/
<input checked="" type="checkbox"/>		高台であっても周囲より地盤が低い土地では、水災が起こりうることを確認しましたか?
<input checked="" type="checkbox"/>	水災の補償内容参照	水災では「土砂崩れ」による損害も補償しているため、河川の近くに立地していても、周辺に崖などがあれば水災の危険があることを確認しましたか?
<input checked="" type="checkbox"/>		水災では「融雪洪水」による損害も補償しているため、降水量が少ない地域であっても、寒冷地などにおいては水災の危険があることを確認しましたか?

充実のサービスを無料付帯!



すまいとくらしのアシスタントダイヤル

日常生活やお住まいのトラブルに、安心のサービスをご用意! 提携会社による以下のサービスをご利用いただけます。

ロック つ まる

119番

すまいとくらしのアシスタントダイヤル

0120-620-119

※ サービスを利用する際は、まず最初に「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」までご連絡ください。
※ ご利用時には、お客さまのお名前と証券番号をお知らせください。

サービス一覧

水まわりのトラブル 応急サービス 	かぎのトラブル 応急サービス 	防犯機能アップ 応援サービス 	健康・医療相談 サービス
介護関連相談 サービス 	住宅相談サービス (原則予約制) 	法律相談サービス (原則予約制) 	税務相談サービス (原則予約制)

※ 総括契約に関する特約がセットされた契約の場合は、サービスの対象外となります。
 ※ 提携業者によるサービス提供であり、サービスの着手にお時間がかかる場合またはサービスをご提供できない場合があります。
 ※ 相談サービスは30分程度の一般的なご相談にお応えします。

サービス概要

サービス名	概要	サービスの受付時間
水まわりのトラブル 応急サービス	居住建物内(専有・占有部分)の水まわりトラブル時に、水漏れを止めるための応急処置を無料で行います。	24時間 365日受付
かぎのトラブル 応急サービス	居住建物内(専有・占有部分*)の玄関かぎ紛失時など、一般的な住宅かぎの開錠・破錠を無料で行います。 *専有・占有部分には、分譲マンション等の各戸室の玄関ドアを含みます。	
防犯機能アップ 応援サービス	すまいの防犯機能アップに役立つ、ピッキングに強い錠や、防犯センサーなどの設置業者をご紹介します。	
住宅相談サービス (原則予約制)	すまいの維持管理やリフォームなど、すまいに関するさまざまなご相談に対して電話でお応えします。	平日 午前10時～午後5時 (土曜・日曜・祝日、12/31～1/3を除きます。)
法律相談サービス (原則予約制)	さまざまな法律相談に対して、弁護士が電話で適切なアドバイスを行います。 ※ 弁護士に正式に委託される場合の費用は、お客さまのご負担となります。	
税務相談サービス (原則予約制)	さまざまな税務のご相談に対して、税理士が電話で適切なアドバイスを行います。 ※ 税理士に正式に依頼される場合の費用は、お客さまのご負担となります。	
健康・医療相談 サービス	次のような健康・医療に関するさまざまなご相談に対して、電話でお応えします。 ●カウンセラー(保健師、看護師など)による日常生活での健康相談 ●医師による医療相談 ●臨床心理士によるメンタルヘルスの相談(注) ●医療機関情報などの提供	24時間 365日受付 (注)メンタルヘルス相談サービスの利用時間は以下のとおりとなります。 平日:午前9時半～午後7時 土曜:午前11時～午後6時 (日曜・祝日、12/29～1/4は除きます。)
介護関連相談 サービス	介護に関するさまざまなご相談に対して、電話でお応えします。実際に介護サービスを受けたい方に対し、サービス提供業者のお取次ぎをします。	

！ サービスご利用にあたっての注意事項

- 水漏れを止めたり紛失したかぎを開ける作業などの応急処置費用(出張料および作業料)が無料です。ただし、本修理や部品交換に関する部品代・作業代など応急処置を超える修理費用はお客さま負担(有料)となります。
- サービスの対象は、保険の対象となる建物または保険の対象となる家財を収容する建物のうち、被保険者が専有・占有する居住部分にかぎります。
- サービスの利用者が賃借人の場合は、管理会社や所有者の承認を得てからの作業となります。
- 屋外やベランダの水道など同一敷地内の居住部分以外で生じた詰まり、水漏れはサービスの対象外となります。
- トラブルの原因が、地震・噴火またはこれらによる津波、風災や水災などその他の自然災害、戦争、暴動および故意による場合は、サービスの対象外となります。
- トラブルの原因が、給排水管の凍結による場合は、サービスの対象外となります。
- 「かぎのトラブル応急サービス」において、お客さまご自身の立会いおよび身分証明(注)ができない場合には、サービスの提供をお断りさせていただくことがあります。(注)顔写真付きで物件住所の確認ができる身分証明書などをご提示いただきます。
- 住宅建物内のかぎ(住宅用金庫のかぎなど)の開錠は、サービスの対象外となります。
- 上記サービスは、平成28年6月現在のものです。地域によってはご利用できない場合やサービス内容が予告なく変更される場合などがございますので、あらかじめご了承ください。
- 詳細につきましては、ご契約のしおり、ご契約後に送付される「とりせつ(取扱説明書)」記載の「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」サービス利用規約をご参照ください。

用語の解説

用語	解説
き 協定再調達価額	建物について、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、損保ジャパン日本興亜と保険契約者または被保険者との間で評価し、協定した額で、保険証券に記載した額をいいます。
こ 告知事項	危険 ^(注) に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって保険会社が契約前に告知を求めるものをいいます。たとえば、保険の対象の所在地などが該当します。 (注)危険とは、損害の発生の可能性をいいます。
さ 再調達価額	損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
し 時価額	保険の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。ただし、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品(1個または1組の価額が30万円を超えるか否かを問いません。)は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。
敷地内	同一の契約者または被保険者によって占有されている、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地のことをいいます。(塀などの囲いの有無を問いません。)また、公道、河川などが介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
自己負担額	保険金をお支払いする事故が発生した場合に、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額をいいます。損害額から自己負担額を差し引いた額を保険金としてお支払いします。
新価	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
そ 損害保険金	保険契約により補償される事故によって損害が発生した場合、保険会社から補償を受けられる方に支払われる金銭のことです。
つ 通貨等	通貨および小切手をいいます。
通知義務	ご契約以降に、告知事項の内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が保険会社に遅滞なく連絡しなければならない義務のことです。たとえば、住居を店舗に改築した場合などが該当します。
ひ 被保険者	補償を受けられる方のことをいいます。基本的には保険契約者と同一ですが、別の方となる場合もあります。保険契約が成立すると、通知義務などの保険契約に基づく義務を負うこととなります。
費用保険金	建物や家財の損害のほかに、さまざまな費用が必要となり、その費用をサポートするために支払われる保険金です。
ほ 保険金	保険契約により補償される事故によって損害が生じた場合に、保険会社が被保険者にお支払いする金銭をいいます。
保険金額	保険契約において保険の対象に対して設定する契約金額のことで、お支払いする保険金の限度額となります。
保険契約者／契約者	保険会社に保険契約の申し込みをする方のことをいいます。保険契約が成立すると、保険料の支払義務、通知義務などの保険契約に基づく義務を負うこととなります。
保険の対象	保険をつける対象のことをいいます。建物、家財が該当します。これらは、それぞれ別個に保険金額を設定してご契約をする必要があります。たとえば建物だけを契約した場合、家財の補償は受けられません。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことをいいます。保険契約の申し込みをしても、払込期日までに保険料のお支払いがなければ、補償はされません。

よくあるご質問

お客さまよりいただいた「よくあるご質問」の一部を記載しています。その他のご質問に対する回答もインターネットでご覧いただけます。

<http://faq.sjnk.jp/>



Q 地震保険だけを契約することはできますか？
A いいえ、地震保険だけではご契約できません。火災保険契約に付帯して契約していただくこととなります。

Q 竜巻によって屋根瓦が破損してしまいました。この損害は『THE すまいの保険』で補償されますか？
A はい、建物を保険の対象としてご契約されている場合は補償されます。ただし、「風災」による損害を補償しているプランにご加入いただいている場合のみ補償されます。※損害の額が自己負担額以下の場合は、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。

Q 火災保険では地震による火災は補償されないのですか？
A はい、地震保険に加入されていないと、地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を直接または間接の原因とする損害は補償されません。THE すまいの保険では、地震等による火災にかぎり地震火災費用保険金⁽¹⁴⁾参照)として火災保険金額の5%をお支払いしますが、地震等による損害を補償するためには、ご契約のTHE すまいの保険に地震保険を付帯して、ご加入いただく必要があります。※地震保険に加入されていないと、地震による火災だけでなく、地震等を原因とする損壊・埋没・流失による損害や火災が地震等によって延焼・拡大したことにより生じた損害についても補償されません。

Q 家財にも保険をかけたほうがいいのでしょうか？
A はい、ご契約をおすすめします。家財の保険とは、家具や家電製品などの生活用の動産が、火災などの事故や落雷や風災などの自然災害により損害を受けたとき、その損害を補償する保険です。お客さまの世帯主年齢やご家族構成により違いはありますが、個々の家財の評価額を積み上げると、予想以上に家財は高額となるケースがあります。実際に損害に遭われて必要最低限の家財を購入する場合でもお客さまの負担は大きいものと思われるので、ぜひ、ご検討ください。

Q 火災事故に遭い、保険金を請求したところ、契約している保険金額の50%が支払われました。保険金額は減ってしまうのでしょうか？
A いいえ、減りません。復元します。ただし、損害保険金のお支払額が1回の事故につき、保険金額の80%に相当する額を超えた場合は、ご契約は損害が発生した時に終了します。なお、損害保険金のお支払額が保険金額の80%を超えないかぎり、ご契約の保険金額は減額されず満期日まで有効です。

Q ソーラーシステムを建物に設置する場合、保険の対象となりますか？
A はい、建物を保険の対象とされており、かつ所有者が同一の場合は補償されます。なお、THE すまいの保険のご契約後にソーラーシステムを建物に設置した場合は建物の評価額が変更となる場合がありますので、取扱代理店まで契約者ご本人さまよりご連絡ください。

Q すまいとくらしのアシスタントダイヤルを利用したら、保険料が高くなりますか？
A いいえ、すまいとくらしのアシスタントダイヤルを利用しても、保険料が高くなることはありません。

Q 臨時費用保険金はどのようなときに支払われますか？
A 臨時費用保険金とは、実際に事故が起きて損害保険金がお支払われる場合に、損害保険金とは別に支払われるものです。たとえば、火災で家が燃えてしまい修理の間ホテルに宿泊したときの宿泊費用など、臨時の出費に当てていただくための保険金です。なお、臨時費用の補償の有無、支払割合および支払限度額を、5つのパターンより選んでいただきます⁽¹⁸⁾⁽¹⁵⁾参照)。※お支払いの対象となる事故を火災、落雷、破裂、爆発のみに限定することもできます。

Q 火災保険の補償について、門・塀・垣しか損害を受けなかった場合でも補償されますか？
A はい、補償されます。保険の対象が建物の契約であれば、たとえ建物本体に損害がなくても補償されます。ただし、地震保険では門・塀・垣のみの単独損害はお支払いの対象となりませんのでご注意ください。※ご契約時に門・塀・垣、物置・車庫を除く旨を保険契約申込書等に記載した場合は、補償の対象となりません。

Q 「水災」と「漏水などによる水濡れ」の違いは何ですか？
A 「水災」は、台風や集中豪雨による洪水などの水災(床上浸水等)による損害を補償します⁽¹⁴⁾参照)。「漏水などによる水濡れ」は、給排水設備の事故や他人の戸室で生じた事故に伴う漏水などによる水濡れ損害を補償します。ただし、風災・雹災・雪災、水災の事故による損害を

除きます。また、給排水設備自体に生じた損害は補償されません⁽¹⁴⁾参照)。
 <例:水災>
 ●集中豪雨で自宅が床上浸水した。
 ●台風で近くの川が氾濫し、床上浸水して、壁の張り替えが必要となった。
 ●豪雨等で山が土砂崩れを起こし、家を押流してしまっ
 <例:漏水などによる水濡れ>
 ●天井裏の水道管が破損し水濡れ損害が発生した。
 ●給水管が破裂して室内が水浸しになり、保険の対象が損傷してしまった。
 ※給排水設備自体に生じた損害を除きます。

重要事項等説明書 (契約概要・注意喚起情報)

この書面では、個人用火災総合保険に関する重要な事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明していますので内容を十分にご確認ください。なお、保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者および被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

 このマークに記載の項目はご契約のしおりに記載されています。 ※普通保険約款および特約は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約、ご契約のしおり等に記載しています。必要に応じて損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイトをご参照いただくか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご請求ください。更改契約のお客さまについては、前契約から契約内容が変更となる場合がございます。契約内容の変更点について十分にご確認のうえ、契約をお申し込みください。

用語のご説明	普通保険約款・特約、ご契約のしおりにも用語のご説明・定義が記載されていますので、ご確認ください。  危険、給排水設備、告知事項、骨董、残存物取片づけ費用、証書、商品・製品等、損害、他の保険契約等、通貨等、盗難、土砂崩れ、破裂または爆発、被保険者以外の者が占有する戸室、暴動、保険期間、保険契約申込書等
--------	--

【約款に関する用語】

普通保険約款	基本となる補償内容、契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。

【補償の対象(者)等に関する用語】

保険契約者	損保ジャパン日本興亜に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
保険の対象	保険契約により補償される物をいいます。

【保険の対象に関する用語】

建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干、外灯設備等の屋外設備・装置を除きます。
屋外設備・装置	門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干または外灯設備等で建物に直接付属しないものをいいます。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。
乗車券等	鉄道、バス、船舶もしくは航空機の乗車券・航空券(定期券を除きます)、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

【評価および保険金支払に関する用語】

協定再調達価額	建物について、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、損保ジャパン日本興亜と保険契約者または被保険者との間で評価し、協定した額で、保険証券に記載した額をいいます。
復旧費用	損害が生じた地および時において、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用(実際に復旧しない場合は、修理を行えば要すると認められる費用)をいいます。
復旧に伴って生じた残存物	損害を受けた保険の対象を復旧する際に生じた、経済的な価値のある残存物をいいます。
新価	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
再調達価額	損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
時価	保険の対象の新価から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。
時価額	保険の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額(注)を控除した額をいいます。ただし、貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品(1個または1組の価額が30万円を超えるか否かを問いません。)は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。 (注)時価・比例払でご契約いただく場合、保険の対象の種類ごとに減価額の上限を定めています。普通保険約款やご契約のしおりで詳細をご確認ください。

 評価基準・保険金支払基準とお支払いする保険金の額<用語のご説明>

【その他】

保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に損保ジャパン日本興亜がお支払いすべき金額をいいます。
保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の限度額をいいます。
保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて損保ジャパン日本興亜に払い込むべき金額をいいます。

 このマークに記載の項目はご契約のしおりに記載されています。

1. 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の名称、仕組み

① 商品の名称 **契約概要**

個人用火災総合保険(THE すまいの保険)

② 商品の仕組み **契約概要**

基本となる補償(契約プラン)、主なセット可能な特約(任意セット特約)、自動的にセットされる特約(自動セット特約)等は次のとおりです。

○: 補償の対象 ×: 補償の対象外

		基本となる補償(契約プラン)			
		ベーシック (I型)	ベーシック (II型)	スリム (I型)	スリム (II型)
建物や家財等の補償(注2)	火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○	○
	風災、雹災、雪災	○	○	○	○
	水災	○ ^(注1)	○ ^(注1)	○	×
	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突など	○	○	×	×
	漏水などによる水濡れ	○	○	×	×
	騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	○	○	×	×
	盗難による盗取・損傷・汚損	○	○	×	×
	不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)	○	×	×	×

費用の補償(注3)	臨時費用	ご契約の内容により異なります			
	地震火災費用	○	○	○	○
	残存物取片づけ費用	○	○	○	○
	水道管修理費用	建物:○ 家財:×			

主なセット可能な特約(任意セット特約) ^(注4)	
建物や家財のさらなる補償	建物電氣的・機械的事故特約
費用の補償	事故再発防止等費用特約
賠償の補償	個人賠償責任特約 施設賠償責任特約
その他の補償	類焼損害特約 携行品損害特約

自動的にセットされる特約(自動セット特約)	
保険金額調整等に関する追加特約	建物を対象とした保険期間5年超の新価・実損払(評価済)の契約に自動セットされます。

(注1) ご希望により「×」(補償の対象外)とすることもできます。
(注2) 「建物や家財等の補償」に掲げる事故が発生した場合は、損害保険金をお支払いする際に自己負担額が差し引かれます。お支払いする損害保険金の額や自己負担額については、後記(2)②をご参照ください。
(注3) 火災、落雷、破裂・爆発による損害発生・拡大防止に必要なまたは有益な消火活動のための費用を支出した際に、損害防止費用の実費をお支払いします。
(注4) 特約についての自己負担額はご契約のしおりをご参照ください。

 ご希望によりセットできる主な特約(補償内容を広げる特約)

取扱代理店が販売している契約プラン・特約についての詳細は、パンフレットをご参照いただくか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。



地震保険

※原則自動付帯

重要事項等説明書 (契約概要・注意喚起情報)

 このマークに記載の項目はご契約のしおりに記載されています。

(2) 基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等

①基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

個人用火災総合保険の基本となる補償(契約プラン)を構成する事故の概要および保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金をお支払いする事故の説明	保険金をお支払いできない主な場合
(ア)火災、落雷、破裂・爆発	●保険契約者または被保険者の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害 ●被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害 ●保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失による損害 ●保険の対象である家財が保険証券記載の建物外にある間に生じた事故による損害 ●運送業者等に託されている間に保険の対象に生じた損害 ●戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害 ●火災等の事故の際における保険の対象の盗難による損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする噴壊・埋没・流失による損害 ^(注1) ●地震等による火災(延焼・拡大を含みます。)損害または火元の発生原因を問わず、地震等によって延焼・拡大した火災損害 ^(注1) ●核燃料物質に起因する事故による損害 ●保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。 ^(注2) ●保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害 ^(注2) ●ねずみ食い、虫食い等 ^(注2) ●保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害等 (注1)地震保険を付帯することで、補償することができます。 →後記(4)「地震保険の取扱い」をご参照ください。 (注2)これらに起因する不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)についても、保険金をお支払いすることができません。
(イ)風災、雹災、雪災	●保険契約者または被保険者の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害 ●被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害 ●保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失による損害 ●保険の対象である家財が保険証券記載の建物外にある間に生じた事故による損害 ●運送業者等に託されている間に保険の対象に生じた損害 ●戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害 ●火災等の事故の際における保険の対象の盗難による損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする噴壊・埋没・流失による損害 ^(注1) ●地震等による火災(延焼・拡大を含みます。)損害または火元の発生原因を問わず、地震等によって延焼・拡大した火災損害 ^(注1) ●核燃料物質に起因する事故による損害 ●保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。 ^(注2) ●保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害 ^(注2) ●ねずみ食い、虫食い等 ^(注2) ●保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害等 (注1)地震保険を付帯することで、補償することができます。 →後記(4)「地震保険の取扱い」をご参照ください。 (注2)これらに起因する不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)についても、保険金をお支払いすることができません。
(ウ)水災	●保険契約者または被保険者の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害 ●被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害 ●保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失による損害 ●保険の対象である家財が保険証券記載の建物外にある間に生じた事故による損害 ●運送業者等に託されている間に保険の対象に生じた損害 ●戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害 ●火災等の事故の際における保険の対象の盗難による損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする噴壊・埋没・流失による損害 ^(注1) ●地震等による火災(延焼・拡大を含みます。)損害または火元の発生原因を問わず、地震等によって延焼・拡大した火災損害 ^(注1) ●核燃料物質に起因する事故による損害 ●保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。 ^(注2) ●保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害 ^(注2) ●ねずみ食い、虫食い等 ^(注2) ●保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害等 (注1)地震保険を付帯することで、補償することができます。 →後記(4)「地震保険の取扱い」をご参照ください。 (注2)これらに起因する不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)についても、保険金をお支払いすることができません。
(エ)建物外部からの物体の落下、飛来、衝突など	●保険契約者または被保険者の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害 ●被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害 ●保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失による損害 ●保険の対象である家財が保険証券記載の建物外にある間に生じた事故による損害 ●運送業者等に託されている間に保険の対象に生じた損害 ●戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害 ●火災等の事故の際における保険の対象の盗難による損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする噴壊・埋没・流失による損害 ^(注1) ●地震等による火災(延焼・拡大を含みます。)損害または火元の発生原因を問わず、地震等によって延焼・拡大した火災損害 ^(注1) ●核燃料物質に起因する事故による損害 ●保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。 ^(注2) ●保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害 ^(注2) ●ねずみ食い、虫食い等 ^(注2) ●保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害等 (注1)地震保険を付帯することで、補償することができます。 →後記(4)「地震保険の取扱い」をご参照ください。 (注2)これらに起因する不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)についても、保険金をお支払いすることができません。
(オ)漏水などによる水濡れ	●保険契約者または被保険者の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害 ●被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害 ●保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失による損害 ●保険の対象である家財が保険証券記載の建物外にある間に生じた事故による損害 ●運送業者等に託されている間に保険の対象に生じた損害 ●戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害 ●火災等の事故の際における保険の対象の盗難による損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする噴壊・埋没・流失による損害 ^(注1) ●地震等による火災(延焼・拡大を含みます。)損害または火元の発生原因を問わず、地震等によって延焼・拡大した火災損害 ^(注1) ●核燃料物質に起因する事故による損害 ●保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。 ^(注2) ●保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害 ^(注2) ●ねずみ食い、虫食い等 ^(注2) ●保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害等 (注1)地震保険を付帯することで、補償することができます。 →後記(4)「地震保険の取扱い」をご参照ください。 (注2)これらに起因する不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)についても、保険金をお支払いすることができません。
(カ)騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	●保険契約者または被保険者の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害 ●被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害 ●保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失による損害 ●保険の対象である家財が保険証券記載の建物外にある間に生じた事故による損害 ●運送業者等に託されている間に保険の対象に生じた損害 ●戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害 ●火災等の事故の際における保険の対象の盗難による損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする噴壊・埋没・流失による損害 ^(注1) ●地震等による火災(延焼・拡大を含みます。)損害または火元の発生原因を問わず、地震等によって延焼・拡大した火災損害 ^(注1) ●核燃料物質に起因する事故による損害 ●保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。 ^(注2) ●保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害 ^(注2) ●ねずみ食い、虫食い等 ^(注2) ●保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害等 (注1)地震保険を付帯することで、補償することができます。 →後記(4)「地震保険の取扱い」をご参照ください。 (注2)これらに起因する不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)についても、保険金をお支払いすることができません。
(キ)盗難による盗取・損傷・汚損	●保険契約者または被保険者の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害 ●被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害 ●保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失による損害 ●保険の対象である家財が保険証券記載の建物外にある間に生じた事故による損害 ●運送業者等に託されている間に保険の対象に生じた損害 ●戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害 ●火災等の事故の際における保険の対象の盗難による損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする噴壊・埋没・流失による損害 ^(注1) ●地震等による火災(延焼・拡大を含みます。)損害または火元の発生原因を問わず、地震等によって延焼・拡大した火災損害 ^(注1) ●核燃料物質に起因する事故による損害 ●保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。 ^(注2) ●保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害 ^(注2) ●ねずみ食い、虫食い等 ^(注2) ●保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害等 (注1)地震保険を付帯することで、補償することができます。 →後記(4)「地震保険の取扱い」をご参照ください。 (注2)これらに起因する不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)についても、保険金をお支払いすることができません。
(ク)不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)	●保険契約者または被保険者の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害 ●被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害 ●保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失による損害 ●保険の対象である家財が保険証券記載の建物外にある間に生じた事故による損害 ●運送業者等に託されている間に保険の対象に生じた損害 ●戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害 ●火災等の事故の際における保険の対象の盗難による損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする噴壊・埋没・流失による損害 ^(注1) ●地震等による火災(延焼・拡大を含みます。)損害または火元の発生原因を問わず、地震等によって延焼・拡大した火災損害 ^(注1) ●核燃料物質に起因する事故による損害 ●保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。 ^(注2) ●保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害 ^(注2) ●ねずみ食い、虫食い等 ^(注2) ●保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害等 (注1)地震保険を付帯することで、補償することができます。 →後記(4)「地震保険の取扱い」をご参照ください。 (注2)これらに起因する不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)についても、保険金をお支払いすることができません。

 保険金をお支払いできない主な場合

②お支払いする損害保険金の額 契約概要 注意喚起情報

個人用火災総合保険の契約プランの補償により、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金^(注1)をお支払いします。

評価基準・支払基準	保険の対象	支払保険金の額(保険金額限度)
新価・実損払(評価済)	建物	損害保険金 = 復旧費用 ^(注2) (協定再調達価額限度) - 自己負担額 ^(注3) ^(注4)
新価・実損払(罹災時再評価)	家財一式 明記物件 ^(注5)	損害保険金 = 復旧費用 ^(注2) (再調達価額限度) - 自己負担額 ^(注4) 損害保険金 = 時価額を基準とした損害の額 - 自己負担額 ^(注4)
時価・比例払(罹災時再評価)	・建物 ・家財一式	損害保険金 = (時価額を基準とした損害の額 ^(注6) - 自己負担額 ^(注4) ^(注7)) × $\frac{\text{保険金額}}{\text{時価額} \times 80\%}$ ※保険金額または「時価額を基準とした損害の額 ^(注6) - 自己負担額 ^(注4) ^(注7) 」のいずれか低い額が限度になります。

(注1)損害保険金以外に事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。また、事故の区分、保険の対象またはセットされる特約によってはお支払いする損害保険金の額や支払限度額が上表と異なる場合があります。詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

(注2)復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を差し引いてお支払いします。

(注3)建物を復旧できない場合は復旧費用が協定再調達価額に達した場合は、自己負担額を差し引かず、協定再調達価額を損害保険金としてお支払いします。ただし、主契約の保険金額を限度とします。

(注4)自己負担額は次のとおりです。

保険の対象	自己負担額
建物 家財一式	「なし、1万円、3万円、5万円、10万円」からお選びいただけます。なお、契約プランによっては、「なし、1万円」をお選びいただけない場合があります。また、自己負担額「なし」を選択いただいた場合でも不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)の自己負担額は「1万円」となります。

(注5)明記物件については、後記「⑤保険の対象」をご参照ください。

(注6)修理によって保険の対象の時価額が増加したときには、その増加額(保険の対象の種類や維持・管理の状況等によって上限を定めています。)、修理に伴って生じた残存物がある場合はその価額を差し引きます。時価・比例払でご契約いただく場合は、普通保険約款やご契約のしおりで詳細をご確認ください。

(注7)保険の対象が建物の場合、損害の額が時価額に達した場合は、自己負担額を差し引きます。

 お支払いする保険金および費用保険金

③主な特約の概要 契約概要

個人用火災総合保険にセット可能な主な特約およびその保険金をお支払いする場合の概要を記載しています。

詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

個人賠償責任特約	日本国内外を問わず、被保険者が、日常生活において、他人にケガを負わせたり他人の物を壊したりした結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより被った損害を補償します。(国内の事故にかぎり損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。)
携行品損害特約	日本国内外を問わず、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外で、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について、偶然な事故による損害を補償します。
類焼損害特約	保険の対象の建物もしくはその収容家財または保険の対象の家財もしくはこれを収容する建物から発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣の住宅・家財が受けた損害を補償します。

④特約等の補償重複について 注意喚起情報

次表の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や損保ジャパン日本興亜以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の可否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。^(注)

(注)1契約のみに特約をセットした場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
個人用火災総合保険の個人賠償責任特約	自動車保険の個人賠償責任特約
個人用火災総合保険(建物のご契約)の類焼損害特約	個人用火災総合保険(家財のご契約)の類焼損害特約
個人用火災総合保険の携行品損害特約	傷害総合保険の携行品損害補償特約

⑤保険の対象 契約概要

個人用火災総合保険の保険の対象は、日本国内にある専用住宅と併用住宅(住居および事業に併用される物件をいいます。)の次の(ア)および(イ)のうち、お客さまが契約されたものです。

(ア)建物 (イ)家財一式 ^(注1) ^(注2)
(注1)次に掲げるものは、家財一式には含まれません。 ・自動車、自動三輪車および自動二輪車(総排気量が125cc以下の原動機付自転車は家財一式に含みます。) ・通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類するもの(家財一式を保険の対象とし、盗難による盗取・損傷・汚損に対する補償を選択している場合で、生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等に盗難による損害が生じた場合に限り、それらを保険の対象として取扱います。) ・商品・製品等 ・業務用の什器・備品 ・テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム等 (注2)以下に掲げるものは、保険契約申込書等に明記しないと保険の対象に含まれません(これらを「明記物件」といいます。) ・貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの ・稿本(本などの原稿)、設計書、図案、鋳型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

⑥保険金額の設定 契約概要

個人用火災総合保険の保険金額は選択した評価・支払基準によって次のとおりお決めください。お客さまが実際に契約する保険金額については、保険契約申込書等の保険金額欄をご確認ください。なお、建物のみのご契約の場合、建物に収容される家財の損害については保険金をお支払いできません。家財について補償をご希望される場合は、別途、保険金額を決めてご契約ください。

評価・支払基準	保険の対象	保険金額の設定
新価・実損払(評価済)	建物	新価の10%~100%の範囲内で、保険金額を設定することができます。
新価・実損払(罹災時再評価)	家財一式	新価の範囲内で、保険金額を設定することができます。
時価・比例払(罹災時再評価)	・建物 ・家財一式	時価の範囲内で、保険金額を設定することができます。ただし、時価いっぱい設定しておかないと、保険金が削減される場合があります。

※複数の契約に分けて加入する場合は、契約をまとめて加入するよりも、保険料の合計が高くなる場合がありますのでご注意ください。

※保険の対象の価額を超えてご契約されても、その超過分はむだになります。また、複数の契約に分けて加入する場合は、すべての保険契約等の合計保険金額が保険の対象の価額を超えないようご注意ください。

 評価基準・保険金支払基準とお支払いする保険金の額

⑦保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

保険期間: 1年 ^(注)
補償の開始: 保険期間の初日の午後4時(保険契約申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)
補償の終了: 保険期間末日の午後4時

(注)保険期間が1年超のご契約(長期契約)もお選びいただけます。ご契約いただく際にはお客さまの保険契約申込書等をご確認ください。なお、銀行等が取扱代理店となる場合で、保険業法施行規則第212条の2第1項第1号に基づいて販売する場合、保険期間は2年以上にかぎられます。

※補償の開始・終了時期は、地震保険(後記(4))も同様です。

重要事項等説明書（契約概要・注意喚起情報）

 このマークに記載の項目はご契約のしおりに記載されています。

（3）保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み 契約概要

個人用火災総合保険の保険料は、保険金額、保険期間、保険の対象の所在地・構造・建築年月等により決定されます。また、実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては保険契約申込書等でご確認ください。

② 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

- 集団扱契約では、原則として、保険料は集金者を経由してお支払いいただきます。
- 保険料は、一括してお支払いいただく方法と、分割してお支払いいただく方法があります。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

集団扱契約の場合、個人用火災総合保険の保険料はご契約後、所定の払込期日までにお支払いください。所定の払込期日までに保険料のお支払いがない場合は、事故が発生しても保険金をお支払いできなかつたり、ご契約を解除することがあります。

- 保険料を一括してお支払いいただく場合は、ご契約後、集金者が指定する払込期日までにお支払いください。
- 保険料を分割してお支払いいただく場合は、第1回分割保険料は、ご契約と同時に損保ジャパン日本興亜へお支払いいただくか、または、ご契約後、集金者が指定する払込期日までにお支払いください。第2回目以降の分割保険料については、所定の払込期日までにお支払いください。

（4）地震保険の取扱い

① 商品の仕組み 契約概要 注意喚起情報

地震保険は、個人用火災総合保険（以下(4)において「主契約」といいます。）とあわせてご契約ください。地震保険を単独でご契約いただくことはできません。地震保険のご契約を希望されない場合には、保険契約申込書等の「地震保険非付帯確認欄」にご署名またはご捺印ください。

② 補償内容 契約概要 注意喚起情報

地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従って行います。

損害の程度	保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額
	建物	家財	
全損	主要構造部 ^(注) の損害額が建物の時価額の50%以上	家財の損害額が家財の時価額の80%以上	地震保険の保険金額の全額（時価額が限度）
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上		
大半損	主要構造部 ^(注) の損害額が建物の時価額の40%以上50%未満	家財の損害額が家財の時価額の60%以上80%未満	地震保険の保険金額の60%（時価額の60%が限度）
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の50%以上70%未満		
小半損	主要構造部 ^(注) の損害額が建物の時価額の20%以上40%未満	家財の損害額が家財の時価額の30%以上60%未満	地震保険の保険金額の30%（時価額の30%が限度）
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上50%未満		
一部損	主要構造部 ^(注) の損害額が建物の時価額の3%以上20%未満	家財の損害額が家財の時価額の10%以上30%未満	地震保険の保険金額の5%（時価額の5%が限度）
	建物が床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水による損害が生じた場合で、全損・大半損・小半損に至らないとき		

（注）軸組、基礎、屋根、外壁等をいいます。

※1回の地震等^(注1)による損害保険会社全社の支払保険金総額が11.3兆円^(注2)を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{11.3\text{兆円}^{\text{(注2)}}}{\text{算出された支払保険金総額}}$$

（注1）72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

（注2）平成28年6月現在

 損害の認定基準について

③ 保険金をお支払いできない主な場合等 契約概要 注意喚起情報

- 保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後生じた損害
- 門・塀・垣のみに生じた損害
- 損害の程度が一部損に至らない損害 等

④ 保険期間 契約概要

- 主契約が1年の場合
主契約の保険期間と合わせてご契約いただきます。
- 主契約が1年を超える場合^(注)
地震保険を1年ずつ自動的に継続する方式や、最長5年までの長期契約を組み合わせる方式のいずれかによりご選択いただき、主契約の保険期間に合わせてご契約いただきます。
（注）主契約が長期年払の場合は、主契約の保険期間と合わせてご契約いただきます。
※地震保険が自動的に継続する方式の場合、料率改定などを行ったときは自動継続時に保険料を変更します。
※主契約の保険期間の途中から地震保険をご契約いただくこともできます。

⑤ 引受条件（保険の対象、保険金額の設定、保険料決定の仕組み等） 契約概要

- 地震保険の対象は「居住用建物」または「居住用建物に収容されている家財一式」です。これらに該当しない場合は保険の対象とすることはできませんのでご注意ください。なお、次のものは地震保険の対象に含まれません。

- ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- ・自動車、自動三輪車および自動二輪車（総排気量が125cc以下の原動機付自転車は家財一式に含みます。）
- ・貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ・稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ・商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

- 地震保険の保険金額は、主契約の保険金額の30%～50%の範囲内で設定してください。ただし、他の地震保険契約と合算して、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。（アパート・マンションのご契約では限度額が異なる場合があります。）地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して限度額を適用します。
- 地震保険の保険料は、保険金額のほかに、建物の所在地・構造により異なります。所定の確認資料のご提出により、免震・耐震性能に応じた免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引、建築年割引を適用できる場合があります。お客さまが実際に契約する保険料については、保険契約申込書等の保険料欄でご確認ください。
- 地震保険の保険料の払込猶予期間等の取扱いは、前記(3)③と同様です。

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象（建物または家財）について、地震保険の新規契約および増額契約はお引受けできません（同一物件・同一被保険者・保険金額が同額以下の更改契約は除きます。）のでご注意ください。

（5）満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

（6）取扱代理店が金融機関である場合のご注意 注意喚起情報

個人用火災総合保険は、損害保険であり預金等ではありません。したがって、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象とはなりませんので、払込済みの保険料の返金は保証されておりません。なお、個人用火災総合保険のお申込みの有無が、その金融機関とお客さまの他のお取引（預金・融資・為替等）に影響を与えることはありません。また、住宅ローン等のお申し込みにあたり、個人用火災総合保険にご加入いただくことは融資の条件ではありません。

2. 契約締結時におけるご注意事項

（1）告知義務 注意喚起情報（保険契約申込書等の記載上の注意事項）

保険契約者または被保険者には、ご契約時に告知事項について事実を正確に申し出ていただく義務（告知義務）があります。告知事項とは「危険に関する重要な事項」のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって、損保ジャパン日本興亜が告知を求めた事項になります。告知事項につきましては、保険契約申込書等において★印をつけていますので、告知内容に誤りがないよう十分ご注意ください。なお、ご契約時にお申し出いただいた内容が事実と相違している場合は、保険契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【告知事項】 ※ご契約の内容により告知事項は異なります。保険の対象の所在地、建物の構造・用途（用法）、住居部分の有無、面積、用法、建築年月、建物内の職作業、作業規模、居住用戸室数、施設または設備・業務遂行名称、割増引、他の保険契約等

 ご契約時にお知らせいただきたいこと（告知義務等）

（2）クーリングオフ（クーリングオフ説明書） 注意喚起情報

保険期間が1年を超えるご契約の場合は、ご契約のお申込み後であっても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。

お申し出できる期間	クーリングオフは、次のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内にお申し出いただく必要があります。 （ご契約を申し込まれた日）（本書面を受領された日）
お手続き方法	クーリングオフのお申し出をされる場合は、前記期間内（8日以内の消印有効）に損保ジャパン日本興亜の本社に必ず郵便でご通知ください。
お申し出を受付できない場合	取扱代理店・仲立人では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんので、ご注意ください。既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。
宛先およびご通知いただく事項	【宛先】 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 クーリングオフ受付デスク（本社）行 【ご通知いただく事項】 ・ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言 ・ご契約を申し込まれた年月日 ・ご契約を申し込まれた保険の次の事項 保険種類、証券番号（申込書控の右上に記載してあります。）または領収証番号（証券番号が不明な場合のみご記入ください。領収証の右上に記載してあります。） ・取扱代理店・仲立人名
お支払いになった保険料の取扱い	クーリングオフのお申し出をされた場合は、既にお支払いになった保険料は、すみやかにお客さまにお返しいたします。また、損保ジャパン日本興亜および取扱代理店・仲立人は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、保険期間の初日以降にクーリングオフのお申し出をされる場合は、保険期間の初日（初日以降に保険料をお支払いいただいたときは、損保ジャパン日本興亜が保険料を受領した日）からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を、日割でお支払いいただくことがございます。
クーリングオフができないご契約	・保険期間が1年以内のご契約（自動継続特約をセットしたご契約を含みます。） ・質権が設定されたご契約 ・保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約 ・営業または事業のためのご契約 ・質権が設定されたご契約 ・通販特約により申し込まれたご契約

重要事項等説明書（契約概要・注意喚起情報）

 このマークに記載の項目はご契約のしおりに記載されています。

3. 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等 注意喚起情報

- ご契約後に次の事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【通知事項】
 ・建物の構造または用途を変更した場合
 ・保険の対象を他の場所に移転した場合
 ・前記2(1)の告知事項に掲げる項目(他の保険契約等は除きます。)に変更があった場合

- 通知事項に掲げる事実が発生し、次のいずれかに該当する場合には、お引受けを継続することができないため、ご契約を解除いたしますので、ご注意ください。なお、この場合において損保ジャパン日本興亜の取り扱う他の商品でお引受けできるときは、ご契約を解約した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

・住居部分がなくなったとき
 ・日本国外に保険の対象が移転したとき

- ご契約後、次の事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。

・保険の対象を譲渡する場合^(注1)
 ・保険の対象である建物の価値が増加または減少した場合^(注2)
 ・保険契約者の住所や通知先を変更した場合^(注3)
 (注1)ご契約の継続を希望される場合は、事前に取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失います。
 (注2)新価・実損払(評価済)のご契約の場合、次のいずれかによるものをいいます。
 ・建物の増築・改築または取りこわし
 ・この保険契約において補償しない事故による保険の対象の一部滅失
 (注3)ご連絡いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができなくなります。

- 上記以外の変更を希望される場合であっても、その内容によっては、ご契約を継続することができない場合があります。

 **ご契約後の契約内容の変更などの通知(通知義務等)**

(2) 安心更新サポート特約について 契約概要

所定の条件を充足する保険期間が10年間のご契約には、安心更新サポート特約をセットすることができます。この特約には自動更新の機能がありますので、通知締切日までにお申し出がない場合は、満期日と同一の内容^(注)で自動的にご契約を更新することがあります。ご契約の更新を希望しない場合は、通知締切日までに、必ず取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

満期日	通知締切日
1日～15日	満期日の前月10日
16日～末日	満期日の前月25日

なお、上記に関わらず、損保ジャパン日本興亜からのご連絡により、この特約を適用しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注)更新後のご契約では、補償内容、保険料、保険料の払込方法、保険期間等が変更となる場合がありますので、詳しくは特約やご契約のしおりをご確認ください。

※金融機関等が取扱代理店となる場合は、本特約によってご契約を更新できる期間に制限があります。また、取扱代理店が変更となる場合があります。

 **ご契約後にご注意いただきたいこと**

(3) 解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

- ご契約を解約する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜まで速やかにご連絡ください。普通保険約款・特約の規定にしたがい、保険料を返還するか、または未払込分をご請求することがあります。
- 返還される保険料は、日割での返還とはなりませんので、ご了承ください。
- 長期一括払契約を解約される場合の返還保険料の計算方法については、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)をご覧ください。

 **保険金をお支払いした後のご契約**

(4) 重大事由による解除

次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

- 保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた場合
- 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 等

 **ご契約後にご注意いただきたいこと**

その他ご留意いただきたいこと

 特にご注意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は、損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。火災保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、地震保険については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金の全額が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

(3) 個人情報の取扱いについて 注意喚起情報

損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うために利用するほか、下記①から④まで、その他業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ①損保ジャパン日本興亜が、上記業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
- ②損保ジャパン日本興亜が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
- ③損保ジャパン日本興亜が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があること。
- ④損保ジャパン日本興亜が、グループ企業や提携先企業に提供を行い、その企業が取り扱う商品等の案内または提供を行うことがあること。
 なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。
 損保ジャパン日本興亜の個人情報保護宣言、グループ企業や提携先企業、等については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)をご覧ください。

(4) 事故が起こった場合

保険金の請求を行うときには、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか所定の書類をご提出いただく場合があります。詳細はご契約のしおりに記載の書類等をご確認ください。

 **事故が起こった場合 事故が起こったときの手続き**

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口 ◆おかけ間違いにご注意ください

<p>●損保ジャパン日本興亜への相談・苦情・お問い合わせ</p> <p>ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。</p> <p>【窓口：カスタマーセンター】 0120-222-882</p> <p>【受付時間】 平日：午前9時～午後8時 土・日・祝日：午前9時～午後5時 (12月31日～1月3日はお休みとさせていただきます。)</p>	<p>●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)</p> <p>損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。</p> <p>【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】  0570-022808 通話料 有料 <small>IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。</small></p> <p>【受付時間】 平日：午前9時15分～午後5時 (土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。) 詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (http://www.sonpo.or.jp/)</p>	<p>●事故が起こった場合</p> <p>事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。</p> <p>【窓口：事故サポートセンター】 0120-727-110</p> <p>【受付時間】 24時間365日 インターネットでのご連絡</p> <p style="text-align: center;">損保ジャパン日本興亜 火災事故 検索</p> <p>http://www.sjnk.co.jp/covenant/acontact/</p>
--	---	--

重要事項等説明書

個人用火災総合保険・ 地震保険 割引一覧表	以下の事項をみたます場合は、割引を適用しますので、ご確認ください。 なお、複数の割引に該当した場合は、重複して適用しない場合がありますので、ご注意ください。 詳しい内容は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご相談ください。
-----------------------------	---

(1) 建築年割引 (地震保険の割引)	昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合
------------------------	--------------------------

「建物登記簿謄本」・「建築確認書」等の公的機関等が発行する書類(写)で新築年月をご確認いただくことで判定できます。	適用条件	所定の確認資料 ^(注1) の提出が必要となります。 昭和56年6月1日以降に新築された建物であることが確認できる以下の書類をご提出いただける場合に適用することができます。 ・「建物登記簿謄本」、「建物登記済権利証」、「建築確認書(確認済証・確認通知書)」、「検査済証」などの公的機関等 ^(注2) が発行 ^(注3) する書類(写)または宅地建物取引業者が交付する「重要事項説明書」(写)
---	------	---

(2) 耐震等級割引・免震建築物割引 (地震保険の割引)	耐震等級を有する建物または免震建築物である場合
---------------------------------	-------------------------

「建設住宅性能評価書」(写)等で耐震等級を有する建物または免震建築物であることをご確認いただくことで判定できます。	適用条件	所定の確認資料 ^(注1) の提出が必要となります。 住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「品確法」といいます。)に基づく耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)を有する建物であること、国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に基づく耐震等級を有する建物であること、または、品確法に基づく免震建築物であることが確認できる以下のいずれかの書類をご提出いただける場合に適用することができます。 ・品確法に基づく「建設住宅性能評価書」(写)または「設計住宅性能評価書」(写) ^(注4) ・評価指針に基づく「耐震性能評価書」(写)(耐震等級割引の場合にかぎります。) ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「適合証明書」(写) ^(注5) または「現金取得者向け新築対象住宅証明書」(写) ^(注5) ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する「技術的審査適合証」(写) ^(注6) ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」(写) ^(注5) ・①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(写) ^(注7) および②「設計内容説明書」など耐震等級または免震建築物であることが確認できる書類(写) ^(注6) ・上記以外の書類で品確法に基づく登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」といいます。) ^(注8) により作成された書類のうち、対象建物の耐震等級、または対象建物が免震建築物であることを証明した書類(写) ^(注5)
---	------	---

(3) 耐震診断割引 (地震保険の割引)	耐震基準をみたます場合
-------------------------	-------------

耐震診断もしくは耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(写)、または地方公共団体・建築士等が証明した書類(写)をご確認いただくことで判定できます。	適用条件	所定の確認資料 ^(注1) の提出が必要となります。 建物が建築基準法に定める現行耐震基準に適合していることが確認できる以下のいずれかの書類をご提出いただける場合に適用することができます。 ・耐震診断または耐震改修の結果により減税措置の適用を受けるための証明書(写)(「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」、地方税法施行規則附則に基づく証明書など) ・地方公共団体、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関などによる耐震診断書類(写)
--	------	---

(4) 公有物件等割引 (個人用火災総合保険の割引)	国、地方公共団体、社会福祉施設等がご契約者で、かつ所有する物件の場合
-------------------------------	------------------------------------

公有物件等割引とは、 ・公有物件割引 ・準公有物件割引 ・社会福祉施設物件割引 をいいます。 損保ジャパン日本興亜所定の公有物件等の条件をみたしているかをご確認いただくことで判定できます。	適用条件	所定の確認が必要となります。 以下のいずれかをみたます場合に適用することができます。 ・国または地方公共団体が所有し、かつご契約者である物件であること ・国または地方公共団体が出資して設立した損保ジャパン日本興亜所定の条件をみたす団体が所有し、かつご契約者である物件であること ・社会福祉法に定める事業を営む損保ジャパン日本興亜所定の条件をみたす社会福祉施設専用の物件であること
--	------	---

(5) 職業割増・作業割増 (個人用火災総合保険の割増)	住宅以外の用途にも使用している建物の場合
---------------------------------	----------------------

併用住宅物件のうち、所定の用途に使用されている建物に対しては、職業割増を適用します。 また、製造または加工等の所定の作業を行っている建物に対しては、作業割増を適用します。	適用条件	損保ジャパン日本興亜が定める所定の用途、作業場として使用されている建物に適用します。 詳しい内容は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご相談ください。
--	------	--

(6) 平均用法割増 (個人用火災総合保険の割増)	コンクリート造建物等で、複数の用途に使用している建物の場合
------------------------------	-------------------------------

複数の用途に使用されている建物のうち、損保ジャパン日本興亜が定める条件に合致する場合、適用します。	適用条件	一般物件の1級構造に該当する複合用途建物で、損保ジャパン日本興亜の定める条件に合致した場合に適用します。詳しい内容は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご相談ください。
---	------	--

(7) 長期分割割引 (個人用火災総合保険の割引)	
------------------------------	--

保険期間を1年として毎年更新するのではなく、保険期間が長期のご契約で保険料を年払にされた場合、保険料に割引が適用されます。	適用条件	ご契約方法が以下の条件に合致する場合、割引が適用されます。 ・保険期間が2年～5年であること ・保険料のお支払方法が年払であること
---	------	---

(8) 新築割引 (個人用火災総合保険の割引)	
----------------------------	--

建物が新築の場合に適用します。	適用条件	保険期間の初日が、保険の対象である建物の新築年月から11か月後の月末までにある契約に適用します。(建物のみ割引適用)
-----------------	------	--

(9) 建物・家財セット割引 (個人用火災総合保険の割引)	
----------------------------------	--

建物と家財一式を1つの契約でご契約いただき、所定の条件に合致する場合、家財の保険料に割引が適用されます。	適用条件	建物と家財一式を1つの契約でご契約いただき、以下の条件に合致する場合、家財の保険料に割引が適用されます。 ・保険期間が10年間であること ・評価基準・支払基準が「新価・実損払」であること ・「安心更新サポート特約」をセットしていること
--	------	--

(注1) 対象建物について、既にいずれかの割引が適用されている場合には、地震保険割引の種類(さらに耐震等級割引の場合は耐震等級)が確認できる保険証券(写)、保険契約証(写)、保険契約継続証(写)、異動承認書(写)またはこれらの代替として保険会社が保険契約者に対して発行する書類(写)*を確認資料とすることができます。
*「証券番号(契約を特定するための番号)」、「保険契約者」、「保険期間の初日・末日」、「建物の所在地・構造」、「保険金額」および「発行する保険会社」の記載のあるものをいい、電子データにより提供されるものを含みます。

(注2) 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等
(注3) 建築確認申請書(写)など公的機関等に届け出た書類で、公的機関等の受領印・処理印が確認できるものを含みます。
(注4) 登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類(写)を含みます。

(注5) 以下に該当する場合には、耐震等級割引(2級)が適用されます。
・書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合
ただし、「設計内容説明書」などの登録住宅性能評価機関(注8)(「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者)に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類(写)で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。
(注6) 以下に該当する場合には、耐震等級割引(工事種別に応じて新築は2級、増築・改築は1級)が適用されます。
・技術的審査適合証において、耐震等級または免震建築物であることが確認できない場合
・認定通知書など上記(2)①の書類のみご提出いただいた場合

(注7) 認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」(写)および「認定長期優良住宅建築証明書」(写)を含みます。
(注8) 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認めることを行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。